

第35回平成22年12月与謝野町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成22年12月15日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時45分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

追加日程第1 議案第127号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その2）
請負契約の変更について

(提案理由説明)

追加日程第2 議案第128号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）

(提案理由説明)

追加日程第3 議案第129号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算
（第4号）

(提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) 皆さん、おはようございます。

きのうに引き続き、きょうまたお世話になります。

初めに、きょうの予定というのか、あらかじめ申し上げておきます。

この後、5人の皆さんの一般質問を受け、それが終わりましたら追加議案の提案説明があります。

なお、午後1時から議会運営委員会が開催されますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は18人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程に従い進めたいと思います。

昨日に引き続き、一般質問を続行します。

初めに、13番、赤松孝一議員の一般質問を許します。

13番、赤松議員。

13番(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

それでは、早速通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

私は、3点、事前通告をいたしておりますが、まず町道の中央線、亀山中地線、それから、これからの児童福祉の展開ということで、保育所の民間委託、または移譲、いわゆる民間への移管ということでございます。

それから、職員の懲戒処分の件、以上3件につきまして質問をいたします。

まず、最初に町道中央線、亀山中地線でございますが、皆さんご存じのとおり、旧野田川町、現在、野田川地域のワークパル前の中央線、それから、プラントが建設予定をしていました亀山地内から中地へ向かっての亀山中地線、この二つの線の件でございますが、まず、中央線におきましては、もう既に20年を経過いたしました、いまだ工事半ばというところでございます。この件につきましては、野田川町時代から何度もいろいろな議員から質問なり提案がございましたが、いまだ未着手であります。途中までの道路が今、何に利用されているかといいますと、警察のスピード違反の取り締まりに利用されているといったような状況でございまして、あとは草が生えれば生える。本当に管理も含めて、私は十分ではないと思っています。時々、あの辺、界わいを散歩するわけでございますが、あの道路が予定どおりできていればなど、いつも感じるわけであります。やはり今、上山田地域は、大変人口も、これは町内一緒かもわかりませんが、特に上山田尾崎地域におきましては、人口の減、また子供の減、そういった意味におきまして、この中央線といった道路が、いかほど地域の交通の緩和のみならず、地域の発展に、また活性化にどれだけの大きな効果をもたらすといったことは、だれが考えてもわかるわけでございます。

ましてや、その予定地は、もう既に先行取得がしてあるわけでございます。こういったことを、もう既に20年、太田町政を野田川町やられてからも、既にもう3期12年、また本与謝野町で4期、もう既に10何年間といったものが手つかずの状態であります。やはり、もうこれにつきましては、本当に真摯にとらえていただきまして、地域の事情も察するところあり余るものがありますが、地域の事情、それも十分きょうまで聞いてきたわけでありまして、やはりこれは行

政としてすべき仕事をしていただきたいというふうに、まずお願いをしておきます。

中には、地元でも中央線の方線を変更してほしいといった声もございます。これにつきまして、大変莫大な、これから水戸谷まで行こうと思いますと、莫大な費用もかかりますし、とてもとても、今そのようなことに着手できるような状況ではないとは思いますが、そういった方線変更も含めて、どうすれば、あの中央線が生きてくるのかといったことを考えていただきたいと、三河内東本線が、算所と加悦との境から出まして、奥山川のところで直角に曲がって、いわゆる大藪団地を越えなければ、町道三河内明石線に届きません。やはり一番望ましいのは、この東本線が真っすぐ延伸して、三河内明石道路と交わり、そして今、農道を通り、そしてワークパルの後ろへ出て、それが中央線につながるといったことが、これは本当に望ましいわけですが、これなかなか先の長い話でございますので、まずきょうまでの計画のあったものを、まず一つは実行すると、こういったところからお願いがしたいと、これにつきましての、きょうまでの経過も含め、また今後の展開につきまして、町長の所見がお尋ねしたいと思っています。

それから、次に亀山中地線でございますが、これは平成17年12月議会、何度も申しますが、旧野田川町の最終議会の最終議案として、この町道認定が当時の太田町長より提案されたわけでございます。提案理由は、大型店の出店に伴うための町道認定ということが書いてありましたが、これにつきまして、いまだですね、肝心の、いわゆるその町道を寄付しようといっていたプラントのお店もオープンならず、当然のごとく、この町道は全く、認定はしたものの、宙に浮いた町道であります。

これにつきまして、きょうまで私も何度も質問いたしましたし、近いところでは平成21年の3月議会におきまして、この点につきまして町長に、このように一般質問で質問をしたところ、提案者の一人として私も責任を感じているという答弁がありました。じゃあ、その感じている責任を、この1年半の間に、どのように手を尽くされたのか。また今後どうしようとされているのか、これはですね、町道認定の基準の中で、民間業者が行う場合については、いろいろと、いわゆる条件について町と協議を行い、完成した時点で町道認定すると、これは一般的な、この認定基準に書かれていることでございますが、この場合は特例ということで、町長が将来において特に重要と認めた場合も認定すると、こういった項目があるわけですが、いわゆる何もついていないのに、本来であるならば、完成した時点での認定を、全くない時点で認定をし、いまだかつて、その町道はつかないと、こういったことにおきましては、町長が昨年おっしゃったように、私は当時の議会も、また提案者である理事者側も、おそらく責任はあると、私もその一端は受けていかなければならないというふうに思っていますが、これにつきましてはプラントの協議内容が果たしてどのようなものであったのか、今、大店立地法等々の関係で、おそらく当初予定されていましたプラント4は、もうあそこへ設立できないでしょう。これは法的に無理ですとなるならば、プラント2か、プラント3か、プラント1か知りませんが、仮に新しい計画が起きて、あのような8.4ヘクタールというふうな土地は必要といたしません。

したがって、交通の量も、どうしてもあそこへ道路つけなければならない状況でもございませぬ。そういった点を考慮されまして、やはりこれは地元民の期待もあることでありますし、一定の整理をされる必要があると、私はこのように感じています。

また、あの予定地である8.4ヘクタールを、いかように今後、町の活性化に利用されようと

されているのか、そういった点も含めて、あるようでありましたら、この亀山中地線につきましては、お答えいただきたいというふうに考えています。

それから、これからの、いわゆる子供たち、特に就学前の幼稚園、保育所に退所される乳児等も含めての、これからの事業展開であります。日本全国至るところで保育所、保育園、または幼稚園の民間委託、または民間に移譲される、いわゆる民間への移管が、あちらこちらで起こり、それにつきましての、いろいろとその地域なり、また団体等の間でのあつれきもいろいろと起きて、中には訴訟事件もたくさん起きている例もございます。しかし、今、きょうこの丹後地域でも宮津市さんが移譲されました。京丹後市さんは2園委託されています。このように、徐々にではあります。そういったほど行われ始め、そして私が知り得る範囲でありますので、私の知らない部分もあるかもわかりませんが、特に吉津の保育所なんかは完全移譲です、これはね。宮津から。聞いてみますと、PTAの方々も、PTAとは呼びませんか、保護者会の方々も、また地元の方々も、また福祉団体も非常にうまくいっていると、むしろ以前よりもいいという声も聞いています。これは私が聞いているニュースでありますから、また片方では違うニュースがあるかもわかりませんが、そのように聞いています。このように、だんだんと、そういった民間への委託、移譲といったものは日本全国の流れであります。

例えば、同じ福祉でも、おじいちゃん、おばあちゃん、また、障害を持った方々の施設はほとんど福祉団体が運用されています。これからは、こういった中におきまして、こういった乳児、赤ちゃん、そして就学前の子供たちを、そういった福祉団体、これを民間と呼んでいるわけでございます。中には全くの株式会社もあるようではありますが、こういったところへの民間委託といったものは、一つ考えなければならないものであろうなというふうに考えています。

今、本町に、町内にあります八つの保育園に定員900名に対しまして、この4月現在では555名の方が入園、入所されています。そして、今回の12月補正の臨時賃金の増、補正の中にありますように、今度また、保育のほうに40人ほどふえるそうです。そのための補正だそうです。その40人のうちの、また多くは非常に若年層、いわゆるゼロ歳児に近い赤ちゃんだというように聞いています。このように、こういった今の経済環境、また世間の流れからして、働くお母さんがふえる、そういった中では、どうしてもいや応なしに、いわゆる愛する大事な大切な宝物の子供を預けなければならないといった現象が起きているわけです。そういった意味も含めまして、今、いわゆる保護者、親の希望を聞こうと思えば、親の仕事もたくさんあります。そういった親のニーズに合わせようと思いますと、公立の保育所もできないことはないですけども、それをしようと思うと、たちまちいわゆる財政に圧迫を生じます。

したがって、この民間委託、民間移譲に対する、これからの町の見方につきまして所見を伺いたいと、これは大変、今後の与謝野町の中でも大きなポイントであろうというふうに思っています。また、今、厚労省が幼稚園、保育所、保育園の一つにして、「こども園」というような構想を出されていますが、こういった点につきましても何か将来の与謝野町におきましての展望がありますればお話を伺いたいと、いずれにしましても、今後の、これからの就学前の赤ちゃんから6歳児までの子供たちを、どのように地域で守っていくのか、また、育てていくのか、これにつきましての見解を、また将来への夢を、またこうあるべきだという姿をお伺いしたいというふうに質問いたします。

それから、本町の職員の懲戒処分の件でございますが、この与謝野町合併以来、きょうまでに、どのような懲戒処分をされたのか。処分の内容も戒告、停職、減給、免職等々ございますが、どのような内容のことで、いわゆる個人名ではございませんが、起きているのか、と申しますのも、私も得た情報でありますと、私も総務委員会に4年間在籍していましたが、全く聞いたことのないような懲戒が行われているといった点も聞きまして、やはりこれは懲戒の処分といったものは、これは公表されるのが基本でございます。ただしそれは、その内容によりましては被害者や、またその関係者のプライバシー等の利益を考え、そういったもの、また著しく侵害するおそれがある場合は、また別途の嘆願して、別途の取り扱いをされる場合があるようでございますが、基本的には、やはりこれは公表するのが基本であります。

私もそういった中におきまして、例えば他の自治体が、どのような公表をされているのか、いろいろと調べてまいりましたが、非常にわかりやすく、いわゆる公表をされています。こういった点につきまして、町はどのようにお考えであるのか、私はこの点につきましては特別、何をどうこうと言おうというねらいがあつて言っているのではなしに、やはり職員も一生懸命仕事をしている。しかしながら、やはり我々議員もそうですが、人である以上、魔が差すこともあります。しかし、それがいわゆる職員として不適格な、また不適当な事象であれば、それを処分されると、これはやむを得ないことであつて、その人の一生をどうしようとか、その人を三面記事で扱うのじゃなしに、やはりこのような不祥事に対しては、このような処置が行われるのだというふうなことは、やはり一つの規律として、やはり私は公表する必要があるというふうに考えています。また、こういったものが、いわゆる、今度、第三者が情報公開条例にのっとり、これを請求した場合に、町はどのようにされるのか、こういった点につきましてお伺いしたいというふうに考えています。

以上、3点につきまして町長からのご答弁を賜りたく質問をいたします。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目の赤松議員ご質問の1番目、町道中央線、亀山中地線につきまして、平成22年3月定例議会の答弁と重複する部分があるかと思いますが、お答えをさせていただきます。

まず1点目の町道中央線についてでございますが、町道中央線は、先ほど言われたように四辻の野田川わーくぱる前の府道野田川大宮線から江陽中学校手前の府道宮津養父線までの間で、町の主要公共施設と上山田地区を結ぶ新設町道として、昭和63年に国の補助事業として採択となり、わーくぱる側から事業に着手してまいりました。わーくぱる側につきましては、用地買収及び築造工事が完成しておりますが、上山田側におきましては、数名の地権者のご理解を得ることができず、平成4年から事業休止状態となり現在にも至っております。

この間、上山田区とも協議を重ねてまいりましたし、時間的にも相当経過する中で、関係者の考えにも変化があるかもしれないという思いから、上山田区長さんに確認していただくなど、大変ご苦労をおかけしているところでございますが、どうしても地権者の理解を得ることができなかったという経過で、大きな進展には至らなかったという状況でございます。

中央線が休止の間に、算所境の府道野田川加悦線から大藪団地までの間の三河内東本線が完成し、三河内東本線、そして農道四辻三河内線、及び中央線を結ぶと野田川地域と加悦地域を結ぶ重要な道路となり、中央線としての役割も上山田地区と町の主要公共施設を結ぶ道路から地域間を結ぶ、そうした幹線道路の一部としての位置づけに変わってきているところであり、町内の道路ネットワークの機能強化、そして効果の実現を目指し、整備を推進すべき路線として、今は考えているところでございます。

まずは、三河内東本線を三河内明石線まで延伸する計画を立てていきたいというふうに考えているところでございます。休止路線を復活するには、非常に大きな展開が必要と考えておりまして、一つ一つクリアをしていきたいというふうに、そういうふうに思っております。

次に、2点目の町道亀山中地線についてお答えいたします。

この路線は、プラントの出店に伴い予想されます交通渋滞を緩和するために必要であるということで認定した路線でございます。計画に当たっては、整備に伴う条件整備及び経費負担について、すべてプラントが行うという道路法24条による道路整備を実施する予定でございましたが、一部地権者の理解を得ることができず、道路整備を断念したところでございます。そのような中、先ほど言われましたように、大規模小売店舗立地法が改正されましたので、プラントに打診をしたところ、当初計画をしていた、その店舗の規模を縮小して出店すべく計画変更を進めているとのことでございますが、まだ、町に、その計画が提示されていない状況でございます。

当路線につきましては、プラントの出店とは別に地域からの強い要望がある路線であります。計画の要因が、プラント進出に伴う交通渋滞を緩和し、アクセス道路として活用することにより車両の円滑な通行と、地域住民の安定した生活の確保を目的としていますので、プラントの計画変更を確認した上で、将来の土地利用状況も含めて検討していきたいというふうに考えております。

それから、2番目の、これからの児童福祉の展開、保育所の民間委託、移譲についてお答えいたします。最初の保育施設を民間委託や移譲することのプラス効果について申し上げます。まず、休日保育、あるいは延長保育、土曜日の午後の保育など、公営では対応し切れなかった、そうした時間保育が、受託法人の体制にもよりますが、可能となることが考えられます。また、委託や移譲した保育園の職員を他の公立保育園に異動させることができるため、すべてのクラス担任を正職員が持つことができるなど、保育体制の整備を図ることができます。

さらに、施設運営や、その問題対応、事業の取り組みが柔軟に対応できるなどのメリットも考えられると思います。一方、デメリットとしましては、委託や移譲した法人により保育の内容や給食など、保育時間の格差が生じることが懸念されると思っております。失礼しました。保育所間での格差が生じるというふうに懸念されるというふうにも考えております。また、運営経費につきましても、直営よりも安くなるというふうに言われておりますが、従事いただく保育士等のことを考えますと、大幅な減額をすることにはならないと思います。

以上、メリットに加えまして、デメリットについてもお答えをいたしました。現在の思いといたしましては、保育所の管理運営については、直営で行うことにしておりますが、委託や移譲についても検討しなければならないというふうに思っております。

次に、こども園ですけれども、ご承知のとおり幼稚園と保育園が同居している施設で、園児も

保育園児か幼稚園児か、どちらかになります。また、国の所管は従来同様に厚生労働省と文部科学省が管轄することになります。こども園の特徴としましては、教育と保育を一体的に提供する。あるいは、長時間保育などの保育サービスと子供が発達する上で欠かせない幼児教育を同時に受けることができることです。また、保育に欠ける、欠けないで区別にしないため、保育者が家にいた場合でも預けることが可能になります。さらに子供の少ない地域では幼稚園、保育園の両方の園児が集まることにより、同世代の仲間と多様な交流の体験が可能となります。

一方、問題点といたしましては、これは直接契約制度があります。現状は、幼稚園では親と園の直接契約ですが、保育園の場合は自治体と保護者が契約を結ぶことになっております。これは、保育園は措置制度といって、自治体には保育に欠ける子供の保育に責任があるものであります。しかし、こども園は、それが直接契約になり、親と園のみの関係になることから、保育料を払えない場合は退園をさせていいということになっております。また、子供の過ごし方として、生活時間の問題があります。雇用一体化施設については幼稚園、これは、短時間保育でございますし、保育園は、これは長時間保育という、子供が、そういった二つの立場の子供と一緒にいる時間がありますが、この一緒にいる時間を教育と位置づけるのか、保育に位置づけるのかの、そうした問題があります。また幼稚園の短時間園児が先に帰ってしまった後、長時間保育の子供が取り残されると感じる事など、まだ多くの課題が整理されておらず、本町の認定こども園のあり方については、もう少し時間をかけて研究する必要があるというふうに思っております。

次に、最後のご質問、本庁職員の懲戒処分についてお答えいたします。

まず、1点目の懲戒処分は、処分事由により決定されるものと推察するが、その基準はあるのかとのご質問でございますが、当町では、その処分の事由となります事実に基づき、人事院が定めております懲戒処分の指針を参考に、例えば、公金の横領なら懲戒免職、公金の紛失なら戒告などとして処分を行うこととしております。

次に、2点目の、これら懲戒処分を行った内容は、本来、議会に発表されるもののご指摘でございますが、懲戒処分自体、役場組織や公務員秩序を維持するために行うもので、また同時に社会的な制裁を目的として行うものではありませんので、議会を含め、その公表に当たっては、同じく人事院が定めております懲戒処分の公表の指針に基づき被害者等が関係する事案など、プライバシーにかかわる内容や、個人が特定される内容は原則として非公表とさせていただいておりますが、刑事事件など社会的な影響を考慮して公表するべきものについては、当然ながら氏名、年齢等も含め公表していくべきものというふうに考えております。

続いて、3点目の合併以来、今日までにどのような懲戒処分があったかについてですが、処分を行いました順番に平成19年3月に競売入札妨害容疑で起訴された加悦地域の主幹を免職にしたほか、平成20年5月には公金の取り扱いをめぐって不適切な行為があったとして職員と、その上司をそれぞれ減給10分の1、1カ月と戒告にしております。平成21年10月には非行、信用失墜の行為があったとして職員と、その上司をそれぞれ停職3カ月と減給10分の1の処分を行っております。

最後の4点目、情報公開条例にのっとり、情報開示を求めることができるかについてでございますが、これら職員の懲戒処分について、情報公開請求をしていただくことは可能でございますが、あくまでも与謝野町情報公開条例に従って情報開示を行うことになるものと思っております。

以上、赤松議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、一問一答方式で質問をいたします。

まず、中央線の件でございますが、今、結論的に町長の答弁を聞いていますと、三河内東本線、四辻農道、中央線といったものが一体化するように、まずは三河内明石線までとどくような、三河内東本線の沿線、いわゆる延長が、まず先だという答弁に聞こえましたが、私は、それは詭弁であって、全くきょうまで、あの中央線に土地を提供された方、そして、いびつになった田んぼを毎年耕される方、そういった人に対しての、何か敬意もなければ協力姿勢もない、そして確かに地権者の反対もありましたが、上山田じゅう反対ではないわけです。そういうことで考えればまず最初に、いわゆる奥山川を橋をかけて大藪団地をどかして、そして明石三河内線まで引くという道路を着手する前に、今まで20年以上も放置された、この中央線に手をかけられるのが本来の姿であって、そのような詭弁の答弁をいただくとは夢にも思いませんでしたが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 詭弁かどうか、それは別としまして、現実として、あそこに何回も足を、今までにも運んだ中で、非常に強い地権者の反対がございまして、何とも前に進まない状況、これは平成6年に私が受けさせていただいた、その後もそういう形で続いてきて、何回もそういう場面もございました。そのたびに、できるだけ地元の方の、そうしたお気持ちも十分わかりますけれども、まずは、その地権者の方の協力がなければ進まないという中で、現在まで至っているというのが現実でございます。

その当時からも中央線、それに続く道というふうなことが考えられておりました。そこはそことして、じゃあその道を生かすには、やはり時間がかかるのであれば、今までの東本線、そして、それに続く道を整備することによって、また大藪を通る道路ということもありますけれども、それとても、一定の住宅のマスタープラン等々によります計画があつて初めて、それもかなうことでございますので、非常に時間はかかると思いますが、できることから一つ一つを解決していきたいというのが、今の私の思いでございます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） そら道路をつけられるのに、優先順位なんかないかもわかりませんが、今、おっしゃいますように住宅のマスタープランございますし、そら一概にはいきませんが、私はあの当時、四辻から請願が出ましたね、町長、覚えておられるでしょう。あの道路を、どうしても無理であるならば、四辻側に、今ある鉄板の坂根橋を恒久橋にかけかえてまわしてほしいと、それが四辻区民の土地を提供したものの気持ちだと、当時の区長、請願が出ました。そんなふうには、やはりきょうまで、あの道路に託した夢があるわけです。まことに失礼ですが、ここ何年間か、私、町長が、その件で上山田を歩かれた姿もあまり聞いてませんし、ましてや担当課長が歩かれたことも聞いてません。私も、この質問をする以上は聞いて回っています。本当に皆さんが努力されて、何度も何度も足を運ばれて、今の町長の答弁なら、私も納得がいきますが、まことに失礼ですが、この件に対しまして与謝野町、当時の、また野田川町職員さん、町長はじめ、こんな熱意を持った、私の説得で行かれていません。断言できます。これは以上にしておきます。

町長がおっしゃるように、当然、私も中央線は、今の東本線農道等と連結して一つの道になればと願っているのは事実であります。しかし、そういったきょうまでの20年間、見捨てておいたあの道路を何とか生かしていただきたい。それには東本線が先か、中央線が先かと、私も申しませんが、やはり努力をしてから、そういった答弁をしていただきたいと、お願いをしておきます。

それから次に、亀山中地線、これは町長もおっしゃいましたように、今、既に一部の道路の用地の問題で、いわゆる予定どおりの町道ができないという件がございますね、それから地域の強い要望がある、これもあるでしょう。そうであるならば、やはり、今プラントが提供した、プラントと協議をして受理された内容を見直されて、もう一度、本当に町としての町道とはどうあるべきか、またあの場所へプラントが、プラント2を開店されるのか、プラント1がわかりませんが、プラントの計画を待つばかりではなしに、開発許可をしたのは町ですから、町にも責任がございます。そういった意味で、いつまでも便りの来ないのをいいことにほっとかないで、やはりこれは善処とすべきだというふうに、これは地権者の方々の意向もあります。わからない、わからない、プラント次第、これでは町としての責任は果たせません。やはりそういった町道を含め、もう一度新たな気持ちで、新しい展開を望まれるならば、また利用があるならば、そういった点につきまして、これはぜひとも善処していただきたいと。このままあの町道をほっておいて、できないことはわかっている、ほっておくんだと、このような姿勢、私は全くよくないと思います。いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その点につきましても、中央線につきましても努力が足りなかったと言われれば、そのとおりだというふうに思います。これらにつきましても、もう少し真摯に受けとめる中で、打開策があるのかどうか、もう一度見直しを検討していくということも含めまして、できるだけ早い解決ができるように方向性を見出したいというふうに思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） ぜひとも、この2本の町道、よろしく願いをいたします。

それから、次に、いわゆる乳児の、保育児たちの、施設の民間の委託の件であります。やはり先ほど町長も答弁でおっしゃいましたように、すべてがメリットとは言えない部分があるかもしれませんが、私が調べている範囲では、本当にほとんどがメリットだろうなというふうに感じています。まことに申し上げにくいんですが、先ほど町長が格差が出るとおっしゃいましたね、町内の保育所で、いわゆる民間委託か移譲したものと従来との格差が出ると、確かに出るんです、格差が。民間委託のほうがいいんです、現実。いろんな意味で。それによって、やはり今ある施設を、私は全部が全部民間委託、民間移譲ということは言っていないんですが、将来に向けて、そういった、例えば、その中の1所1園でも、そういった方向に研究される必要がありはしないかと、町長は今、直営からの、そういった委託の方向に検討しなければならないという答弁をいただいておりますので、全くそうなんです。やはりこの点につきましては、大きな問題でありますので、ぜひとも今後、今さらここでメリット、デメリットの議論をしようとは思っていませんが、もう多く言いませんが、私の調べた範囲、地元でも大変メリットが大きいように聞いています。ぜひとも、この点につきましては、今後とも研究をしていただきたいと思っています。これ以上

言いません。

それから、町の職員の処分の件でございますが、これにつきましては、先ほど人事院の公表指針に関する通知というのがございますね。これは公表は、いわゆる基本的には、事案の概要処分の量定、処分年月日及び被処分者の属性情報を個人が識別されない内容とすることを基本として公表、基本として公表です。これは町長おっしゃったように、なお公表の例外というものも人事院の指針にございます。これは、今、先ほどおっしゃったように被害者や、その関係者のプライバシー等の権利、利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部、または全部を公表しないことも差し支えないであって、基本は公表するのが基本なんです。ただ、これは何も、町長おっしゃったように、だれかを責めようとか、何をしようとかいったものではないわけですね。ただ、やはり公務員としてあるまじきことがあったから、首長の裁量権で処分をされるわけでございますから、基本は、公表は基本であります。したがって、ほとんどの自治体が公表されています。されていないところが珍しいぐらいで、むしろ我々議員全く知りませんでした。

例えば、今おっしゃった中で、私も総務委員会に4年間いましたけれども、このような公金取り扱いの不適切、こんな事件があったとは全く知りませんでした。どのような公金を、どのように不適切だったのか。減給100分の11カ月、その上司は監督不行き届きで戒告、今、町長おっしゃいましたね、発表されました。じゃあこれ、どのような、例えばですよ、公金なんていったって、どのようなことがあったのか、全くわかりませんが、このようなことは大切なことであって、当然公表すべきことだと、何もその人を差別しようとか、区別しようとかする以前の公金の取り扱い不適切ということは全くもって、これは公表すべき対象です、はっきりと言って。ただ、あとでおっしゃいました、非行とか信用失墜とか、こんなことは個人のプライバシーがあるのかわかりません。昨年、町長がおっしゃった21年10月の非行、信用失墜、ただ公金の取り扱いということは全くもって、今度は公表すべきです。これがどこにも公表されない。聞かなければ黙っている、この姿勢、おかしいんじゃないでしょうか。人事院の基本的な指針と、私は反していると思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） その件につきましては、副町長のほうからお答えがさせていただきたいと思えます。人事院と申しますか、そうした行政的な手続の中でのことでございますので。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

最初のご質問の中にも公表が基本ということを繰り返しおっしゃっております。引き合いに出されました人事院の懲戒処分の公表でございます。

これは、平成15年11月に人事院の事務総長から出たものであります。これは、この目的といたしておりますものは、人事院が国の各府省庁等が懲戒処分を行った場合の公表に当たっての参考ということで、あくまでも原則的な取り扱いを示したものであります。その指針の中に、議員が言われますように、公表の対象は確かに懲戒処分については、職務遂行上の行為、または、これに関連する行為にかかる懲戒処分というものがございます。しかしながら、公表の例外規定がありまして、先ほど来、議員がおっしゃってますように、例えば、被害者、または、その関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合などは、それに該当する場合には例

外として公表はしなくてもいいということになっておりますので、こういった考え方を参考にし
て与謝野町としても判断をいたしております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 水かけ論になるので、ちょっとどうもお考えが、私は理解できないんですが、私
も言いましたように、基本的には公表とすると、基本が公表ですわね。ただし、今おっしゃった
ように、私も言いましたように、事案の内容等による被害者及びその関係者のプライバシー等の権
利、利益を侵害するおそれがある場合等においてはですわ。公表の内容の一部、または、全部を
公表しないことも差し支えないというわけですね。だから、私は基本は公表するのが基本である
と、ましてや公的な、公金ですわ。公金取り扱い不適切なんてことはですわ、全くプライバシー
のない、これ名前を聞こうというんじゃないんですよ。どのような形で公金の取り扱いが不適切
であったのか、ましてや本人の上司までも処分されるというのはどんなことがあったのかと、こ
んなことは当然ですね、公表されるのが普通であると。

よその自治体はみな、ほとんど公表してますよ、はっきりと。だから、これが基本であるとい
うことを、もう一度、お考え直していただかないと、私はやはり何も、その人を憎もうとか、罪
を憎むことはないです。人も憎みません、罪も仕方ないです、人間である以上、何もね。ただし、
やはりこういったこと、モラルとして、規律として守らないといけないと思っているわけでござ
います。いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをさせていただきます。公金の横領であるとか、その事件の事柄にだけ着
目するのではなくて、先ほど申しあげましたように、それを公表した場合に考えられる影響を考
慮して、公表すべきでないものは、公表しなくしていいものはいいというふうに判断されるも
のは公表してないということでありまして、公金の横領やから、そら当然公表すべきやと、こうい
う話にはならないのではないかとこのように思っております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） これ以上、私言いませんが、やはりですわ、町を管理される町長、副町長の立場
とされまして、そら職員さんは、みな大事な町の、町の公僕の方ばかりです。私も、その一人一
人の職員をいさめようとか、どうするとは思っていません。ただし、全国の自治体は、ほとんど
公表をされているわけです。今後、このようなことがないように律しているわけです、みずから
を。そういった姿勢が、なぜうちの首長と副町長にはないのか、みずからを律しようという勇気
がないのか、私は残念でたまりません。やはり町を預かるものとして間違いが起きて、そら相手
の名前まで言えとか、本人の名前を言え、そんなこと、だれも言ってません。ただ、一般的、
基本的な、いわゆる普通の町や市が、また県や府がしているような公表はされるべきではないか
ということを言っているのです、そこまでもこだわられると、私はむしろあなた方の管理能力を疑
います。

以上で、私は、きょうは一般質問を終わります。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 誤解があったらいけませんので、あえて申し上げたいと思います。

先ほど来、るる私が申し上げていますのは、何も、その職員をかばうとか、そういう意味は毛

頭ありません。事実、この間、プレス発表をして、新聞やテレビの報道となった事例もござい
ますし、公表すべきものは当然、公表すべきという考えは町長も含めまして、私どもは持っており
ます。ただし、公表することによって考えられる、例えば権利利益を侵害する恐れであるとか、
被害者をはじめ関係者のプライバシーに多大な影響がある場合など、人事院の公表指針に基づい
て適正に判断をして、懲戒処分については当たっておるつもりでございますので、くれぐれもご
理解を賜りたいと存じます。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） もう言うつもりなかったんですけども、僕は職員をかばうとか、かばうとかは
ないんですよ、これは町を預っておられるトップ二人ですわね。職員を管理される立場として、
今の、例えば、あとの非行だとか信用とか、私はよろしい、プライバシーですから。ただ、公金
の不適切な扱いなんていうものは、当然、公表されるべきではないかと私は言っているのであ
って、だから、何も皆さんがかばうとか、かばないという問題ではないんです。当然のことではな
いのですかと言っているのであって、これ以上もう言いませんけれども、もう一度、こんなことは
ないほうがいいんですよ、懲戒処分なんか。ないほうがいいですけども、まれに今、聞かまし
てもですよ、合併以来、何件あったんですか。合併以来、平成19年3月から20年に二つ、
7件ありますよね、件数にしたら。

こういったこと、すべてがすべて、私は公表しろと言ってますよ。すべてがすべてを。だけ
ど、その辺のところをよく考えられまして、今後の、みずからを律するような、やっぱり管理能
力を持っていただきたいとお願いしまして、もう答弁、結構でございます。お願いいたします。

議 長（井田義之） 赤松議員、ちょっと待って。

太田町長。

町 長（太田貴美） 答弁は結構ですと言われましても、このままでは何かあれですので、先ほども
申し上げましたように、懲戒処分の公表指針について、それにのっとってやっているつもりで
おります。それにのっとってやっております。

1 3 番（赤松孝一） ……どっちを先にするつもりです。

町 長（太田貴美） ですから、そこは見解の相違かもわかりませんが、何も我々の立場を、
どういうんですか、維持しようとか、そういう意味ではございません。できるだけ、公表の対象
としては、やはり懲戒処分等におけるものにつきましては、当然、これは公表しなければなら
ないと思いますし、そこにあります中身についても、当然、情報公開条例に基づいて、公表でき
るものは公表していくという姿勢は、それは変わっておりませんので、その中身についての取り扱
いについては、我々のほうで判断させていただいた形で、出させていただくということでご理解
がいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 町長、お願いしますが。きょうまでのことは、もうよろしいけれども、例えば、
今の人事院の指針、僕、持っていますが、その読み方の、今、町長おっしゃるように読み方違
いだらうとおっしゃいますけれども、いくら読んでも、また完全に、よその市や町、府や県、自
治体では、公金の不的確は完全に載っているわけです、名前は書きませんよ。対象ですわ、はっ
きり公表の。その辺の勘違いをされているのではないですかと、私は言っているだけ。今後、こ

れから十分に、そういったことをもう一度、職員の管理に対して検討していただきたいということです。

それから、私、公開情報条例にのっとって自分みずからが、そんなこととしてまで、知ろうとは思っていません。ただ、そういうことも起きてきますよと、今後ということを行っているのであって、ぜひとももう一度、本当にどちらが今後、いわゆる方向性があるのかなということをお考えいただきたいと、最後をお願いをしまして、以上で終わりますでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

変わった答弁してくださいよ。

副 町 長（堀口卓也） 一言だけ申し上げたいと思います。

この間、公表していないものは、この人事院の指針の公表の例外に当たるという判断をしたから、公表をしてないということだけ申し上げたいと思います。

議 長（井田義之） 変わった答弁ありませんね。

1 3 番（赤松孝一） 終わります。

議 長（井田義之） 赤松議員の一般質問を終わります。

次に、16番、今田博文議員の一般質問を許します。

16番、今田議員。

1 6 番（今田博文） それでは、第35回定例会におきまして、一般質問をさせていただきたいというふうに思っています。

今回は、役場組織機構と活性化について。もう1点は、農業の現状、そして施策や課題についてお伺いをしたいというふうに思っております。地方自治は、民主主義の学校と言われてます。住民自身が身近な課題に対して自立的に関与し、公共的な態度で望むという実践を重ねることで民主主義を、私たちのものにできるからだというふうに言われています。地方自治は、高度成長時代には中央直結の国庫補助金に誘導された全国一律、横並びの地方自治が展開されてきました。やがて、高度成長時代から行政改革の時代へ財政状況の厳しい中、効率的な行政運営が求められ、行政サービスの見直しとともに事業の選択が行われてまいりました。そして、現在の地方分権時代に入り、自己決定、自己責任による創意工夫によるまちづくり、住民自治が問われる時代になりました。自分たちの町は自分たちでつくる。ともに連携、協力して信頼関係を持って取り組む発想や態度が必要になります。行政、住民、自治会やNPOなどが協働して、社会や地域の問題を解決していく。公共は行政だけでなく、住民や企業も町の担い手であるし、住民ニーズに的確にこたえられるような行財政運営が求められています。

そのためには、行政への信頼が第一になります。そして、選挙で約束したことには誠実に実行していくことが大きな信頼の礎になると思います。太田町長は、ことしの4月6日に告示された選挙に見事に無投票当選されました。そのマニフェストについてお聞きをします。

マニフェストの重点課題10項目の中にも、役場組織の見直し、庁舎の統廃合は入っております。町長もたびたび総合庁舎への取り組みや役場組織機構の見直しには触れられておりますけれども、道筋や、どのような形になるのか、また、いつごろになるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

当選された翌日、4月7日の新聞社のインタビューに答えて、2期目にかかる意気込みを語ら

れました。組織の見直しや役場庁舎の統合は、どう進めるのかについて、職員数は合併当初の320人から100人の削減を目指している。組織全体のスリム化が求められる中、3庁舎を維持し続けるのは不経済、建物の面積や築年数を考えると加悦庁舎に統合することになるだろうと新聞紙上に掲載されました。その後の議会答弁の中でも、新聞では前後が省かれ、一部だけを取り、加悦庁舎に決めたというような表現になってしまいました。これは言葉足らずによるもので、心配をおかけしたことにおわび申し上げますと発言されています。そこで、具体的な加悦庁舎の名前が出ると本位ではないような言い回しをされておりますけれども、総合庁舎方式に向けて、どのように結論づけ、方向を見出していられるのか、お伺いをいたします。

次に、役場組織機構の見直しについても、重点課題の中に入っています。役場組織機構は、どのような形を目指して行かれるのか。またいつごろに目標設定されているのか、お伺いをいたします。

次に、職員の後継者問題です。戦後世代の塊が定年期に入り、後継者問題は大きな問題としてとらえ、一般企業でも技術の継承ができるのか、後継者が育っているのか、引き継いでいけるのか、社会問題としてマスメディアも取り上げて、報道もたびたびされてまいりました。与謝野町も管理職の一斉退職期を迎え、ここ数年で大幅に入れかわるというふう聞いています。次の管理職になる人材はどうなっているのか。後継者の体制はできているのかお聞きをしたいと思います。

次に、職員採用者、退職者は、現在どのような数字になっているのか、行革大綱にも記述されていますが、できるだけ早く類似団体並みの230人程度に削減すべきとありますが、平成30年に目標を設定されています。今後について、人はだんだん減っていき、給与が下がっていく中で、職員のモチベーションを維持し、持続可能な組織として活性化していけるのか、町長のお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

次に、農業の現状認識と施策や課題についてお聞きをします。農業は新鮮、良質で、安全な食料を消費者に安定的に供給されなければなりません。食料不足になれば、たちまち私たちの生活に大きな影響があります。社会的な大きな役割を担っているというふうに言えます。また、農業は水源の涵養、地域環境の保全、景観の維持など、多くの役割を担い、豊かな国民生活に大きく寄与していると言っても過言ではないと思います。近年、海外から多様な食料が輸入されるようになりましたが、毒入りギョーザ事件やBSEの発生による牛肉の問題などにより、国内生産による安心・安全な農産物に関心が集まり、消費者に求められ、見直しされつつあります。しかし、近年の中山間地域を取り巻く農業は、厳しさを増しています。京都府の農業は、農業労働力と農業生産額の減少、担い手の減少、高齢化、耕作放棄地が増大している。獣害による農作物の被害拡大、中山間地域で進む集落の減少、衰退していく農業の現状があります。農業産出額や所得額の減少は、年々減少している現状でございます。

この背景には農産物の輸入政策があり、ミニマムアクセス米の流通による米価の低迷が要因になっていると言われております。農業の担い手の年齢構成も60歳以上が73.7%になっています。労働力の人数も減少して、さらに高齢化率が全国平均69.1%と比較しても4.6%も高くなっています。耕作放棄地も485ヘクタール、急激にここ10年で増加しています。特に北部が目立って増加している現状があります。京都府の7割が中山間地域に当たり、2005年の

農業センサスでは、京都府の農業集落数は1,703集落で、その約6割の1,040集落が中山間地域に当たると報告されています。限界集落予備軍が府内でも増加傾向にある現状があります。こういった現状認識を踏まえ、山田知事肝いりの「命の里事業」がスタートしました。現在滝金屋連合組織で地域の課題解決に取り組んでいます。地方の農村は、これまで自然環境を守ってまいりました。自然環境の大切さが、今こそ求められているときはないと思います。緑の国日本を大切に守られなければなりません。世界を見ても、経済的にも文化的にも発展してきた国は、どこも農村が美しい、輝いている。農村こそが先進国のシンボルだとも言われています。

そこで、次の3点について質問いたします。

町の農家戸数、農業生産額、農業労働力、農業の担い手の現状はどのようになっているのか。また、どのような認識でおられるのかお伺いをいたします。ことしの夏は、かつてない猛暑に襲われ、米の収量や品質にも影響が出るのではないかと心配されましたが、一等米比率もJA出荷では例年並みに推移していると聞いています。しかし、米価は例年以上に下落して、JAの概算金はコシヒカリ1斗で5,000円にしかありません。11月21日の毎日新聞に「買いたたかれる農家」と大きく報道をされました。1俵1,500円下げても戸別所得補償がもらえると、集荷業者との価格交渉で値切られてしまいます。戸別所得補償で支給される交付金は、1俵当りに換算すると1,700円になり、業者は、それを見込んで買いたたいてくるわけでございます。

このような現状の中にあって、基本的な対策をどう考えておられるのか。また、先ほど申し上げた担い手の高齢化や耕作放棄地の問題や、農家所得が減少する中、今後、魅力ある町の基幹産業として発展していくことができるのか、お聞きをしたいと思います。

最後に、農業取り巻く国際情勢は変化し、自由貿易の大きな波の中に組み込まれそうな状況になってきています。そもそも、世界共通の貿易ルールは世界貿易機関、WTOで議論するのが本筋ですが、例外としてTPPやFTAも認めています。WTOでは、ある品目の関税を下げれば、その関税率はほかの加盟国にも適用される仕組みになっています。すなわち、相手によってルールをかえてはいけないという大原則があります。WTOの議論が進まない原因はアメリカと中国やインドなど、新興国との対立が要因だと言われています。環太平洋パートナーシップ、TPPは、失われた20年から抜け出すチャンスであり、早く決断すべきだ。今こそ国を開いて開国すべきだと。

一方では、安い海外農産物が入り、日本農業に与える影響が大きい、食料自給率も40%から14%まで下がると言われ、賛否両論が渦巻いています。このような農業を取り巻く環境は、厳しいものがありますけれども、今こそ腰をすえて、町の農業はどうあるべきか考えるときが来ているのではないかというふうに思っております。中長期的な戦略はあるのかどうか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 今田議員の質疑の途中でありますけれども、ここで休憩をしたいと思います。

10時55分まで休憩をいたします。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時55分)

議長（井田義之） 休憩を閉じ、今田議員の一般質問を続行します。

答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 今田議員ご質問の1番目、組織機構と活性化についての1点目、総合庁舎方式に向けてどのように結論づけられているかについてお答えいたします。

総合庁舎の検討につきましては、平成20年4月に関係課長によります庁舎検討ワーキンググループを設置し、平成20年12月に一定の報告書を受け取っております。この報告書では三つの既存庁舎を利用した場合という前提では、加悦庁舎が適しているというふうにされております。先ほど、新聞記事の報道等に話ございましたけれども、これを受けて、私の思いとしては三つを統合するのではあれば、加悦庁舎が適切ではないかという発言をしたんですけれども、ワーキングチームから、そういう報告を受けているんだという、その部分等々がなくなりまして、そういう結果になったということで、こんなところで言いわけをするつもりもございませんけれども、そういう事情でございます。しかし、例えば加悦庁舎が総合庁舎になった場合の行政サービスの低下の問題までは、その中では触れられておりません。そのため、現在、庁舎検討ワーキンググループを再開させまして、行政サービスがどれぐらい低下するかなどの課題と、その解決策の検討を進めているところでございます。現在、再開しましたワーキンググループでは、課題と、それに対する解決策のほか、平成20年度の報告書の時点修正などについても検討しております。ワーキンググループの検討状況を勘案する中で、議員の皆様や町民の皆様へも説明したいというふうに考えておりますので、今しばらくお時間をちょうだいしたいというふう存じます。

次に、2点目の役場組織機構はどのような形を目指し、いつごろをめどに見直しされるのかについてでございます。役場組織機構につきましては、総合庁舎の問題にも関連しておりますので、場当たりに組織体制を見直すのではなく、総合庁舎の問題も見すえながら手戻りしないように組織体制を見直していきたいというふうな考えているところでございます。合併直後から比べますと、職員は既に40人が減少しており、このことも考慮しなければならず、喫緊の課題であるということは認識いたしております。

次に、3点目の管理職が、つまり課長が、ここ数年で大幅に入れかわると聞いている。後継者の体制はできているのかについてでございます。合併後、毎年のように多くの職員が退職しております。この補充は退職者の3分の1程度という考え方で補ってきており、平成22年度当初までに40人の職員が減少しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、平成22年度から24年度の3カ年で、現在の18人の課長のうち半数以上が勸奨退職年度を迎えることとなります。合併前後の大変な時期を乗り切ってくれた優秀な課長でございまして、その課長が退職するとなるわけでございますので、後継者に不安がないかと問われますと、やはり不安はございます。しかし、約280人の職員がおりますので、その中には退職する課長たちと同様に優秀な職員がおりますし、役場組織としては職員の新陳代謝は組織としての活性化に必要なものというふうな考えておりますので、今後の人事異動を考慮しながら、引き続き適材適所で後継者の育成に努めてまいりたいというふうな考えております。

次に、4点目の、現在までの職員採用、退職者数は今後、類似団体並みの230人程度に目標設定されている。これから持続可能な組織として活性化していけるのかについてでございます。

合併から平成22年度当初までの退職者数は61人で、採用者数は21人、差し引き40人の職員が減少しております。特に、保育士は13人の退職に対しまして、10人を補充しておりますが、事務職員は33人の退職に対し8人しか補充いたしておりません。

与謝野町行政改革大綱では、230人程度の職員数を目標にしているところでございます。職員数につきましては、庁舎の数、保育所、出先機関などの施設数が大きく影響いたします。本町におきましては、庁舎も保育所も類似団体に比べ、数多くを維持しており、このままの状態では職員数だけを減少させていくことのみでは、非常に困難な状態であるというふうに思っております。

ところで、本町は平成21年度決算の財政力指数が0.356という、非常に財政が貧弱な、脆弱な団体でございます。歳入の多くを地方交付税が占めております。その普通地方交付税につきましては、類似団体等の数値を根拠にしまして算出されることになっておりまして、本町のよう3庁舎を維持し、多数の公共施設を維持しながら、職員数を多く抱えて、行政を運営していくということは、人件費が他の行政サービスを圧迫することになります。このようなことを考えますと、持続可能な行政サービスを維持するには、公共施設の見直しや組織の機構改革など、身のたけに合った組織の見直しを行い、職員数の削減を考えていかなければならないというふうに認識しておりますので、議員の皆様、住民の皆様、さらに職員にもご理解とご協力をお願いしたいというふうに思っております。

次に、2番目の農業の現状と施策についてお答えいたします。

1点目の町の農家戸数、農業生産額、農業労働力、農業の担い手などの現状認識をどのように考えているのかとのお質問でございますが、初めに本町の農業生産額は、京都農林水産統計年報によります農業算出額を見ますと、平成18年の数値が最後の発表数値でございまして、13億7,000万円でございます。平成11年度が15億2,000万円でありましたので、生産者米価の下落傾向と稲作が大きく占めます本町の農業生産機構から見ますと、現在においても、農業算出額は下降しており、非常に厳しい状況であるというふうに認識をいたしております。

次に、農家戸数は農林業センサス並びに京都農林水産統計年報によりますと、平成20年度の本町の農家戸数は887戸、うち販売農家が486戸、そのうち専業農家が76戸で兼業農家が410戸となっております。これに対し、平成11年の数値を見てみますと、農家戸数が968戸、内訳は販売農家が568戸、そのうち専業農家が51戸で兼業農家が517戸となっております。また、販売農家以外を自給的農家といい、その数値は平成20年度が401戸、平成11年度は400戸となっております。これらの統計数値を見ますと、農業労働力、農業の担い手につきましては高齢化や、それに伴う家庭での世代交代、織物業の低迷などを背景として、兼業農家の専業化は見られるものの、大半は規模を縮小し、担い手への集積というよりは、人に任すことによって農地が保全されているといった、そうした状況が伺えるのではないかとこのように考えております。また、全体としては、担い手が不足していると認識しており、UIターンによる新規就労者や「夢織りの里」など、多様な担い手の確保と育成が必要でありますし、集落内における連携、そして、滝地区と金屋地区がチャレンジをされております集落の枠を超えた連携が必要と認識しており、期待をしているところでございます。

2点目の米価の下落など、昨今の農業は大変な状況になっており、基本的な対策はどう考えて

いるのか、そして魅力ある産業になっていくのかとのご質問にお答えいたします。議員のご認識のとおり、昨今の農業は大変な状況になっているというふうに思います。基本的な対策としましては、稲作に関しましては、当町は決して大きくない産地でございますので、他産地の米価の下落に合わせた安売り競争に、そうした巻き込まれるのではなく、高い付加価値をつける方向に進むべきと考えており、先の伊藤議員のご質問でご指摘がございましたとおり、これまでから実践をしてきた京の豆っこ、自然循環農業の取り組みを強化することが重要であり、引き続き、安心・安全・良食味をキーワードとした施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、無農薬米の研究を進めたいというふうに考えております。これは、豆っこ肥料で無化学肥料の稲作は実践していますが、レベルを上げた無農薬、無化学肥料の稲作で付加価値を高めようとするものでございます。また、情報発信力をつけることも不可欠と認識しておりまして、その方法としてリフレかやの里の再開に伴いまして、リフレと道の駅が主体となり、地域の農業者のご協力をいただき、新しい形のグリーンツーリズム、いわゆる観光農園を商品化することもおもしろいのではないかとというふうに考えております。

さらに、流通業者や、あるいは消費者側との連携によります新しい情報発信など、さらに付加価値を高めていく取り組みにチャレンジをしていきたいというふうに考えております。また、このたび、本町の農業生産法人であります、有限会社アップルファームさんが大豆の生産等で農林水産大臣賞の受賞に次いで、日本の農業に貢献されたことが評価され、天皇杯と3賞と言われております日本農林漁業振興会会長賞を受賞されました。これはアップルファームのご努力がなければなし得なかった荣誉ではございますが、大豆農地を提供し、日々の栽培管理をされた農家の皆さんや、関係機関を含んだ産地の英知を結集した総合力のたまものであるというふうに認識しており、3年連続、特A評価の丹後産コシヒカリの産地でもありますことを考えますと、当産地を取り巻く歴史、文化、自然環境、そして農家の皆さんの技術とご努力は、どこにも負けない魅力にあふれているというふうに存じますので、これらを活用して、農業をさらに魅力ある産業に育てていかなければならないというふうに考えております。

3点目のTPP、FTAなど、国際情勢は変化し、自由貿易の流れの中にあり、農業を取り巻く環境は厳しいものがある。そうした中長期的な戦略を、どのように考えるのかとのご質問でございますが、この点につきましては、さきの伊藤議員のご質問にお答えしたとおりでございますが、TPP参加は鎖国か開国かと言われるほどの、国にとっては大きな選択であり、それが本町の農業の取り組みにどのような影響を与えるのか。また、TPP参加の是非を、どう判断するかといった点につきましては、現段階においては結論を出すのは難しく、慎重な判断が必要ではないかとというふうに考えております。

したがって、政府がTPPに関して、関係国との協議を開始するといった閣議決定で、平成23年10月をめどに高いレベルの経済連携の推進と、我が国の国内農家との両立をさせる対策などの行動計画を策定するとしておりますので、まずはこの進展を注視したいというふうに考えております。

ご承知のとおり、平成22年の生産者米価は大きく下落をしています。また、関税で守られている現時点においても、国内における産地間競争は大変厳しいものがございます。このような中で、決して大きくない当産地が、これを勝ち抜くためには、これまでから実践してきた京の豆っ

こ、自然循環農業の取り組みを強化することが重要であり、お米を中心としまして、引き続き安心・安全・良食味という目標を掲げ、さらに付加価値を高めていく取り組みにチャレンジをしていきたいというふうに考えております。

このような取り組みを進めることにより、国内における産地間競争はもとより、仮に関税が撤廃されました場合においても、安くて味と品質の劣る輸入品には負けない、おいしくて安心・安全な国内産地として生き残る活路を見出すことができるのではないかとというふうに信じております。

以上で、今田議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） それぞれご答弁をいただきました。

まず、庁舎問題、総合庁舎の関係でお伺いをしたいと思っております。

この行革大綱にも載っておりますけれども、各庁舎の維持管理に多くの費用が費やされている現状や、職員のかかりの人数を地域振興課に配置しており、これらの必要性を十分検証し、その是非を含めて効率的な組織体制にする必要がありますと。これは中の問題ですけれども、今、町長、庁舎問題、総合庁舎と絡めてというお話もありましたので、こういう行革大綱への記述、十分ご承知だろうというふうに思います。

それから、町政懇談会のまとめというのをいただきまして、その中でも総合庁舎、庁舎問題への関心というのは、非常に住民の皆さん高いものがあるなというふうに思っており、これを読ませていただきました。総合庁舎については、一つの案を提案して議論を進めていくとか、あるいは、まずは議論をしかけないと解決もできないわけですということ、そのことについて議論をされようという姿勢というのはよくわかります。しかし、町長、以前から言われておりますように、住民の皆さんや関係者とキャッチボールするんだということ、よくこの場でも答弁をされるんですけども、キャッチボールというのは、これは教育長よくご存じだと思うんですが、どこでもここでもできないんですね。やはり下をならした平たんなところで、キャッチボールというのは、相手に向かって胸を目掛けて投げて、こういうふうに教えられました。教育長も当然、そういう指導をされてきたというふうに思うんですけども、そういうふだんのキャッチボール、そういう関係にならなければキャッチボールはできないんですね。ただ単に、こちらから議論をする、このことについて、こう考えましょうということだけではなしに、お互いの土壌、ある意味での信頼関係といいますか、そういうものがなければキャッチボールさえできないというふうに私は思っているんですね。今、その議論をしかけようとか、一つの提案をしているとか、そういうことがあるんですけども、これも一つのキャッチボールを、こちらから投げられたのではないかなというふうに私は思っています。

この今の時点で、キャッチボールはいいんです。地ならしができているか、キャッチボールしやすい場所できているか、このことについてはどういうふうにお考えですか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） まさしくおっしゃるとおりだというふうに思っておりますし、今、先ほども申し上げましたように、一つのワーキングチームでつくりました案がございます。しかし、それは三つあるものを一つにするということについて、どういうメリットがあるか、デメリットがあるか

といえますか、そうした中身についてだけでして、じゃあそこから起こってくる住民の方に対するサービスを、じゃあどう解決していくのかというようなところまでは、まだ、突っ込んで論議がされておりませんので、それを今、ワーキングチームで、それらも含めて、一定のこういうフォローができる、だからこういう形で進めたいのだというものを、一定、内部で固めまして、それはもちろん議員の皆さんにもお示しを、それから住民の皆さんにもお示しをし、その中で、また不都合があれば、そのことについて、じゃあどう解決していくかという、それがキャッチボールになると思うんですけれども、そのキャッチボールになりますボールの形が、今まだ定まっておきませんので地ならしもですけれども、そのボールそのものをもうちょっときちっと成形をして投げさせていただきたいなという、キャッチボールで言えば、そういう状況だというふうに思っております。

確かに、その足場ということも必要でしょうけれども、どこまでいっても、なかなか多くの方に賛同いただくということが理想だと思いますけれども、それはやり方によって、あるいは、その住民サービスが低下することをどうカバーするかということが、一つは大きな問題点になろうかと思っておりますので、それらを今、ワーキングチームのほうでボールを固める、そういう作業をしているというふうにご理解いただけたらと思います。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 住民サービスを低下させない、そんなことは当然のことです。当たり前のことですけれども、それが大前提になる。そんなことは私もわかっております。

今、キャッチボールの話をされましたけれども、もう一つ気になることがあります。それは、町長の言葉じりをとらえて言うわけではないんですが、総合庁舎方式にしましても、その行革大綱に記述をされているとか、こういう委員からご指摘があるとか、あるいは今おっしゃったワーキングチーム、このワーキングチームが、どういうチームか知りません。恐らく課長さんの何人か、全員かわかりませんが、そういう方たちのいわゆる意向、そういうものを踏まえて町長は答弁されたり、こういうことがあるからこうしていくんだということはよくわかるんですが、もう少しリーダーシップといえますか、首長としての態度というのが、私は要るのではないかなというふうに思っているんですが、そこはどのようにお考えですか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） リーダーシップがどういうものかということ論じることよりも、思いとしましては2期目に入るときに、一応、マニフェストを掲げました。それはやはり今ある庁舎をできるだけ一つにしていきたいと、それは財政的なこと、あるいは行政サービスもですけれども、その中で一番強く痛感しましたのは、台風が起こったときの対応の、そういう災害が起こったときの対応の仕方で、今までの対応とは違った、これはちょっとまずいなと思った点があります。というのは、やはり三つの庁舎が別々になってますので、いろんな情報は、加悦の人は加悦の地域振興会に入れられますし、野田川は当然、野田川の役場へ入ります。それらをまとめて一つの本庁のほうで情報を集めますのに、なかなか集まってこない。もう既に各地域で指示が出て、いろんな行動が行われているというような点で、やはりいざ災害が起こったときには、やはり一つの庁舎の中ですべての情報が、そこに集まり、速やかにそれに対して行動していける、そういう体制が非常に必要だなということ等も強く感じましたので、そうした意味でも庁舎が三つになる。

確かに時間がかかったり、決済一つ取るのでも、それぞれが走って来て、急ぐものは判を押すというような、時間的な、そういう物理的な点から起こる無駄もあります。それらのことを考えれば、先ほど来、申し上げてますように、もう少し無駄を省き、スリム化する必要がある。こういう状況の中では、一番、今、答弁する課題の中では、重要な課題だと。先ほどおっしゃるように、持続可能なまちづくりを進めていく中では、そうしたことが非常に大事なことではないかというふうな意味から、この件について、まとめてほしいということで、ワーキングチームをつくってもらいました。各課それぞれいろんな考えや問題点もあるでしょうし、それらを含めた中で総合的に最終的な判断をしたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） ことしの4月の町長選のときのマニフェスト、取り組みたい重点課題、お約束として、いろんなことがあるんですが、その中でも庁舎の統廃合、これは載っております。今おっしゃったように、町長が指示をして検討させて、その結果判断を仰いで最終決断をしていくと、こういう順序やプロセス、こういうことでなければ、私はだめだというふうに思っているんですが、今、そういう意味で町長は答弁されたというふうに理解をさせていただいてよろしいですか。はい、わかりました。

それから、職員数が、合併時が323人、これ正職ですね。それから、臨時が84人、合計で407人、合併時に職員さんがおられました。しかし現在、22年4月1日、ことしの4月1日ですけれども、正職が280人、それから臨時が135人、合計で415人。8人ふえてます。先ほど、赤松議員の質問の中にもゼロ歳児、保育園の希望というか、入所希望者が多いという中で、保母さんの臨時的な関係でとえたという部分も入っているんだろうというふうに思っておりますけれども、この全体でふえてる、この現象をどのようにとらえておられますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 臨時、あるいは嘱託といいますか、そうした形でお世話になっている数といえますのは、保育所あたりでも、その年、その年によって人数が変わるわけですので、ですから、この業務にずっとということじゃなしに、いろいろと、そのときの町の抱えてます施策の推進をするための中で、人が必要になってくるというようなもので、非常に臨時については大きく数字が変わってくるかというふうに思います。そういう意味で、なかなか職員の数が減っていく中で、サブ的にお世話になれる。そういう臨時の方の雇用というの、これはどうしても必要になってくるというふうに思っております。

できるだけ、そうしたことがということになりますけれども、やはりある程度の住民のサービスを確保していこうと思うと、そうした形でもキープしていく必要があろうかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） そうすると、正職がだんだん減っていくと、平成30年で230人を目指しておられる、これはわかります。そうすると、正職が減らされた分については、いわゆる臨時やパートさんで対応して、全体では減っていかないと、こういう認識だったらいいんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、必要に応じてという形になりますので、減って

いくときもあるし、ふえるときもあるしという、そういう今の状況だというふうに思っております。やはりそれらをなくしていこうと思いますと、やはりきちっとした組織改革の中で、やっていく必要があるかと思えます。当初は、非常に、三つの町が一緒になりましたので、それぞれの職員が全部集まっておりました。そういう中で、やめていく方に対しての人数を調整するということがありますけれども、ただ、それだけではなしに、やはり仕事の中身も本来の各課や仕事の施設の現場があったりしますので、その中で指定管理で出した事業もありますし、そうした中では、人数的な動きは相当、同じような数でも相当動きは、中では起こっているというふうにご理解いただけたらというふうに思えます。ただ、正職の数は大体計画的な、それ以上の形で進んできているということですし、それとのギャップで、それに見合う仕事の量がふえておりますので、やはりそれらは効率的に仕事を進めていこうと思えますと、やはり一つの館の中でする必要が、もう必然的にあるというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 大体わかったんですが、もう一つわからんのです。

臨時の雇用ですが、平成18年3月1日、これ合併時ですね。これで庁舎内だけでいますと9人。それがことしの4月1日ですね、17人、これ8人増加しています。保育園が合併時が臨時さん75人。ことしの4月が118人、これ43人増加しています。

町長おっしゃるように、その時々住民ニーズに合わせる、そのことと町全体の雇用を考える、このことはもちろん大事な視点だというふうに思っています。しかし、この行革大綱の中にも、職員の削減ですね、正職の減少を臨時職員で補うようなことはせず、本質に沿った人員削減や、人件費の抑制を図るべきです。こういう記述もございます。十分このことは認識をされた上での、今の職員さんの補充や、そういったことをお考えだというふうに思っておりますけれども、今のこの数字を見る限り、もう少し私は理解ができにくいということを申し上げます。

そのことが1点と。それから、総合庁舎と絡めて申し上げるんですけど、平成18年3月、これ庁舎内に200人おられました。204人です。この正職の方を一同の庁舎に集めて事務を行う。これは無理です。だから分庁舎方式。こういう方式をとって、それぞれの旧町単位で庁舎を置くと、こういうことでスタートをいたしました。

しかし、現在、179人、正職の方がおられます。どこかの庁舎、加悦庁舎しかないんじゃないかなというふうに思うんですが、うつわ的に考えて。これ179人の正職の方を賄えるような容積は確保できているんですか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 正職員の数だけでいきますと、こうなりますけれども、いろいろと当然、庁舎の中には役場として、職員のための更衣室だとか、また駐車場だとか、そのほかにもいろいろと問題は当然あると思えます。この人数をおさめる、今の人数をおさめるということについては、これは非常に難しいというふうに思えますし、じゃあどれくらいの人数であれば、どういう形をとれば具体的になるのかというふうなことも含めて、今、検討をさせておりますので、一定の方向性が出てくれば、それも可能かというふうに思えます。

今のところ、三つの庁舎に分かれておりますから、普通の業務を進めていくか、プラス、それぞれ地域振興課という形での課がありますので、それらをどういうふうにしていくのかというふ

うなことも含めて、検討が必要だというふうに思っております。ですから、今すぐできないというのは、そういう理由も一つあると、人数的なことに対する、とてもできる状況でないということもありますし、いろんな機器類の更新時期だとか、そういうものも含めての検討が必要になると思いますので、もう少し広い意味で、人数だけではなしに、それらもあわせての検討を今やっているところでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 時間がだんだん迫ってますので、次にいきたいと思いますけれども。管理職の皆さん、このひな壇に座っておられる方の何人でしたかね。ちょっと出てきませんね、十何人がここ二、三年で入れかわるといいますか、退職されて新しい管理職の方が来られる。人材育成といえますか、後継者の体制というのができておると、優秀な職員がおるんだというふうな町長の答弁だったというふうに思っています。

しかし、同じポジションに長いこと座っていると、どうしても規律ができないと、あるいは緊張感が持てないとか、そういうことというのは当然、人間である以上、出てくるわけでございます。このひな壇を見せていただきましても、かなり旧町時代からも、そのポジションにおられ、新町になってからもう5年もなります。ずっと同じポジションでおられる方も何人かおられるのではないかなというふうに思っております。

そういった、かえることによって新陳代謝が出る。組織を活性化するには、私は人事以外にないと思うんですね。人事を、いろんなことで異動させたりすることによって、組織というのは、かなり活性化します。そういうことが必要ではないかと、いや後継者は十分育っているというふうな思いで答弁されましたので、それはそれでいいんですけれども、もう少し異動というのがあってもいいんじゃないかというふうに、私はこの間、合併して5年目に入りますけれども、そういった思いで人事異動を見せていただいております。

人はどういうときに成長するのか、これは一般的に言われておりますけれども、自分で学ぶとき以外に人間は成長しないんですね。いわゆる自学と言われてます。だから、同じポジション、同じ立場によって、立場によって、意欲的に勉強しよう、学んでいこうという姿勢というのは、なかなか人間である以上難しい部分もあります。ポジションをかえること。あるいはいろんな意味で、その立場に追い込むんです。よく言われるのが、そうせざるを得ない状況におかれたとき。

それからもう一つは、人から評価をされたとき、この二つで自分は自己変革を遂げたといえますか、成長できる。あるいは自分で学び、自学できるんです。ある意味、そういう環境をつくるというのも私は首長の大事な仕事ではないかなというふうに思っております。

ある資料を見せていただいたんですけれども、職員の方に質問を出してあるんですね。どんな質問かと言いますと、自治体職員であるあなたは、今までどのようなときに一番成長をしましたか。どのようなことが、あなたの能力を向上させたと思いますかと、こういう問いかけをするんですね。その中で一、二例紹介、たくさんあるんですよ。たくさんあるんですが一、二例紹介しますけれども、重要な仕事で、夢に出てくるほど仕事に没頭したとき。

それからもう一つは、追い詰められて自力で局面を打開したとき。こういう場面に出会ったときに、自分は勉強できた、成長できたと、こういう思いにかられる職員さんが大多数だというふうにある資料を見せていただいたんですけれども、町長は、その今、申しあげました同じポジシ

ョンにかなり長いことおられる方もおられます。そういう人事異動、職員の活性化、このことについてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 人事異動、これ非常に難しく、また重要なことであろうかと思えます。確かに、単に課が変わるとか、そういうことではなしに、三つの町が一つになったということは、これは何十年に1回あるかないかの出来事です。そうした中で、それぞれの職員は、その困難な時期を乗り越えて今の与謝野町の職員になっているわけです。確かに、そのことによって課長という管理職と、それからまた、一般の職員とは違うと思えますけれども、三つの町のいろんなやり方が一つの町として確立していかなきゃならない、そういう、この時期でしたので、そういう意味では課長でも、長くその課にある課長もありますし、旧町から引き継いだ者もあるし、全く違う分野で課長をしている者もあるというふうに思っております。

そういう意味では、先ほど申しあげましたように、非常に困難な時期を乗り越えてきた職員たちですので、その今後の担っていく、この町を担っていく上では、非常に成長をしている職員が多いというふうに私自身は感じております。全く新しいことを生み出していく、あるいは今までにないやり方で、新しく取り組んでいく、それぞれの課が、そういうことがたくさんあったかというふうに思いますので、みずからが考えて一つの方向性を見出していく、そういうことには非常に強い職員が育っているのではないかというふうに私自身は考えております。

適材適所ということも非常に難しい言葉で、我々が適材だと思った場所でも、本人にとっては非常に苦痛の場所であったりすることもあるでしょうけれども、それらにつきましても、職員からそれぞれ意見を聞きながら、そうしたものももとにしながら人事を進めていきたいというふうに思っております。それぞれ持てる力を十分発揮してくれれば、本当に素晴らしい町ができると、私自身は信じております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 大きな困難を乗り越えたグループだから信頼していると、こういう答弁だったんですが、合併というのは別に役場の職員だけではございません。我々も合併協に出させていただきましたけれど、もう一度、合併協に出と言われたら、私はお断りをしたいというふうな思いにさえ、かられたときがございます。

それと、自治会の方や住民の方だってそうです、今、旧加悦町や旧岩滝町は、その会計年度だったんですね、いわゆる12月31日で終わり1月から始まると、ところが野田川は年度がわりということで、それに合わそうということで、私たちの地域も自治会も、そのことで、もういろいろと議論して、やっと落ちついたかなという時期に来ました。町長がおっしゃった職員だけが苦労じゃなしに、それは町民の皆さん全体で苦労して、新しい町になったというご理解を、ぜひいただきたいというふうに思っております。

農業問題いかれへんな。鳥取県の私、日南町に行ったんです。議員さんも一緒に行かれたんですけれども、委員会研修で。その課長さんのお話を1時間半も聞きました、この場でも申し上げたこともあるというふうに思うんですけれども、どんなことを言われたか。

その課長がおっしゃるには、私はこんな仕事がやりたい、ぜひこの施策をやってほしい。涙を流しながら訴えてくる職員がおると、こういうふうに私は聞きました。やっぱりそれぐらい自分

のやっていることに誇りを持ち、住民のために頑張ろう、このことをやればもっと住民は幸せになれる、こういう思いやポリシーを持って、やっておられる職員さんがおられるんだというふうに思って、非常に感心をいたしました。

農業問題、もう時間がございませんけれども、非常に概算金5,000円という、JAの、非常に例年に比べて安い概算金、非常に農業経営者の方、非常に困っておられます。それに輪をかけて、今回のTPP、このことが。

議 長（井田義之） 今田議員、質問時間が終わりました。まとめてください。

1 6 番（今田博文） 議論をされております。非常に中途半端になりまして。

議 長（井田義之） 質問だけしてください。

1 6 番（今田博文） そういう、私が申し上げた日南町の職員みたいな方をぜひ町長も育てていただきたい。それから、今の農業問題で町のスタンスというのはわかりました。私もそういう考えです。

議 長（井田義之） 質問してください。

1 6 番（今田博文） そのことをずっと推し進めていただきますようお願いをしておきたいというように思います。終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、新しい町になって、それは役場の職員だけではないという点につきましては、十分承知しておりますけれども、役場という、そういう役所の機構をどうするか、職員をどうするかという話の中で申し上げたわけでございまして、当然それに伴う町民の皆さんにも大変な思いをさせたということを、そのことは十分理解しております。

それと、やはりうれしいことは、よそもそういうこともあるでしょうけれども、うちの町だっであるということ、どうぞご理解いただきたいと思うのが、せんだって、猟友会の会合に行かせてもらいました。おまえとこの、あの職員を、ぜひ町長ほめたってくれよと、あれが一生懸命やるから行きたないなと思っても、わしらも行かんなんというようなお声を聞きました。それは本人のこともあるでしょうけれども、役場の職員が農林課をはじめ一丸となってやったことで、そのほかの課においても、よそではしていない取り組みを、みんなが考えてやりかけている、福祉もそうでしょうし、そういうこともいっぱいあるということも、ぜひよそも大変立派な方がおられるでしょうけれども、なかなか与謝野町も捨てたもんじゃない。そういう職員もおるということで、それが全体に底上げになっていくような、また、いつでもそういうモチベーションを持ち続けてもらえるような、職員であつても夢を持ってもらえるような、そんな職員の育成については、今後とも努力してまいりたいと思っております。

議 長（井田義之） これで、今田博文議員の一般質問を終わります。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、議長の許可を得ましたので、事前通告に基づき、私の一般質問を行わせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

まず1点目は、地域活性化についてでございます。ここ数年の長引く不況に加え、08年のリーマンショック以降、あらゆる業種の中小業者の実態は、非常に深刻なものです。製造業の方々は仕事が激減し、仕事がないにもかかわらず支払わなければならない固定費、いわゆるリース料

や工場家賃、電気基本料金などでさえも経営を圧迫する現状でございます。

中小業者にとって仕事確保は緊急、切実であり、昨日の一般質問でも、家城議員さんが述べられておりましたが、特に建設業者の方々も非常に厳しい状況であります。地域経済を支える中小業者の営業を守り、そこで働かれている労働者の雇用を守り、どう地域を活性化させるか、行政はそのもと支えとなる支援策を、どう取り組むかが非常に重要であると私は考えております。

こうした深刻な状況の中、全国的に住宅改修助成制度や、小規模事業者登録制度の創設や拡充を各自治体へ求める運動が全国で広がってきております。住宅改修助成制度は10月末現在29都道府県、156自治体にまで広がっている状況であり、小規模事業者登録制度におきましては46都道府県、411自治体に広がり、全市町村の23%が実施されております。本町でも平成21年度より実施されております住宅改修助成制度は、3カ年計画であり、昨年21年度におきましては約7,000万円の補助金で、対象工事費が約10億円と、14倍以上の実績となり、受注者の偏りはあるものの、同制度の地域経済効果は町内業者の仕事確保に大きな貢献を果たしているとともに、地元業者、町民の皆様、行政の中に意識的な変化をつくり始めているのではないかと考えております。この制度の導入前、導入後の地域貢献、経済効果も踏まえ、実情調査の必要があるのではないかと思います。

小規模事業者登録制度についてですが、地方自治法234条に基づく随意契約、これの創造的な運用を図ることを目的に、各自治体が設け始めた制度であり、小規模修繕契約希望者登録制度、小規模契約希望者登録制度など、名称はさまざまではありますが、自治体が発注する小規模工事、物品購入、委託等の少額で簡易な契約を希望する小規模事業者の方々を登録するものでございます。

この不景気の中、少額でも仕事がほしい、こういう業者の思いがあると思いますし、住宅改修助成制度で関連しない業種の方々でも、受注機会ができ、地域経済の活性化になるのではと考えます。以上を踏まえまして、次の点について質問させていただきます。

一つ目は、住宅改修助成制度の導入前と導入後の税収状況と経済効果の実情についてお聞きします。

二つ目は、小規模事業者登録制度の導入のお考えはないかお聞きします。

2点目は、各種予防接種の助成についてです。他の先進国では無料で接種できても、日本では無料で接種できないワクチンが数多くあります。いくらよいワクチンができて接種者がふえないと防げる病気も被害が続きます。ワクチンの先進国アメリカでは、集団生活をする上で、ワクチンを受けることは最低限度、最低限のルールとなっております。子供の健康と命を守るためにも、ワクチンの無料化は大切だと考えております。

まず、子宮頸がんワクチンの助成ですが、これは9月の一般質問でも浪江議員さんが取り上げられましたが、中1から高1までにHPVワクチンの接種で、一定の予防効果が見込めると言われておりますが、過日の国の地域活性化交付金の確定に伴い、その他の対象となるHIVワクチン、肺炎球菌ワクチンの公費負担が実施されますので、その点についてもお伺いしたいと思います。また、昨年、流行しました新型インフルエンザH1N1亜型により国内で202人が亡くなられ、推定患者数は約2,077万人と言われております。今期のインフルエンザワクチンは、昨年流行した新型と、A香港型、B型のウイルス株、いわゆる三価ワクチンをつくられ、新型と季

節性を同時に1回の接種、13歳未満は2回の接種で済むようにできております。予防接種は受けても、インフルエンザにかかってしまう場合もありますが、重症化を防ぐことができます。高齢者の方々や子供さんは受けなかった場合より重症化を防ぐことができ、特に受けられるほうがよいとされております。

以上の点を踏まえ、次の質問をさせていただきます。

一つ目は、子宮頸がんワクチン、HIVワクチン、肺炎球菌ワクチンの助成状況についてお聞きします。

二つ目は、新型インフルエンザ予防接種の助成状況についてお聞きします。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。よろしくご答弁お願いいたします。

議 長（井田義之） 和田議員の質問の途中ですが、ここで昼休みに入りたいと思います。

13時30分から始めます。

なお、最初に言いましたように、1時から議会運営委員会が開催されます。

（休憩 午前11時52分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、和田裕之議員の一般質問を続行します。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員ご質問の1番目、地域活性化についての1点目、住宅改修助成制度の導入前と導入後、これは平成21年度の税込状況と経済効果の実情はについてお答えいたします。

現在、実施しております住宅改修助成制度は、旧加悦町が類似の制度を設け、地域経済に大きな効果があった経過もあり、当議会においてもたびたび議員の方々より与謝野町の地域経済活性化のため、その一つの施策として助成制度を設けてはどうかというご提案をいただいております。町としましても、事業効果や財源等について検討を深めた結果、平成24年3月31日まで、期限付ではございますが、住宅改修費用の一部補助をすることで、町民の住環境の向上を図るとともに、町内商工業の活性化に期するため、工事費が20万円以上の住宅改修、補修、増築工事等を町内に本社、本店を置く業者に発注した場合に、対象事業費の15%以内で20万円を限度として補助金を交付することとして、交付要綱に基づき事業を推進しているところでございます。

制度の導入による効果等でございますが、平成21年度の実績は、補助金交付件数が408件で、補助金総額は6,205万円、補助対象事業費は8億2,556万円となっており、地域経済への効果は大いにあったのではないかと推測しておりますし、この制度を活用して下水道への接続工事を行っていただくなど、水洗化率アップにも効果があったものと思っております。税込につきましても、請負業者の申告に基づく収入状況及び課税状況を見ますと、21年度課税、これは20年中の収入と、22年度課税、これは21年度中の収入の比較では2割ほどの業者が前年度を上回り、8割ほどの業者が下回っている状況となっており、全体といたしましては、やはり前年度を下回った状況となっております。

この要因につきましても、制度による地域経済への効果はあったものの、リーマンショック以来の急激な景気の後退が大きく影響し、多くの業者が減収を余儀なくされたものというふうに考えております。しかしながら、この制度によりまして、町民の住環境の向上が進み、請負業者へ

の仕事の発注の後押しとなり、結果として地域経済への波及効果は大きなものがあったというふうに考えております。

この制度は、地域経済活性化のための施策でもございますので、平成22年度におきましても、たびたびの追加補正をお願いし、現在で21年度決算額の倍近い、総額1億円の補助金の交付を見込んでおります。今後も、さらなる地域経済への波及効果を期待をしているところでございます。

次に、2点目の小規模契約希望者制度の導入の検討はについてでございますが、この制度の特徴といたしまして、一定金額以下の町が発注いたします小規模工事や修繕などで資格審査による指名業者でなくても事前に簡単な手続による登録をしていただくだけで、見積もり先の選定に際して、登録いただいた業者に積極的に参加していただけることから、町内業者に発注機会を拡大し、町内の経済活性化につなげていく取り組みとして、そうした取り組みを行う自治体がふえているようでございます。この制度を活用する自治体では、以上の小規模工事や修繕に限らず、業務委託や物品の購入などにも範囲を広げ、できるだけ多くの発注機会をふやしているというところもあるようでございます。当町の現状は、入札によらない、このような小規模修繕、簡易な業務委託、安価な物品の購入につきましては、その都度、商工会に町内業者を紹介していただいたり、過去の例を参考にするなどして、業者を指定して見積もりをお願いしております。今後、既に取り組んでおります自治体に紹介をいたしまして、制度の詳細を把握し、そして導入について検討を行いたいというふうに考えております。

次に、2番目のご質問、各種予防接種の助成についてお答えいたします。

1点目の、HIVワクチン、肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンの助成状況はについてでございますが、現時点では、まだ助成開始をしておりませんが、去る11月26日に成立いたしました国の円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策にかかる平成22年度補正予算において措置されました子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金によりまして、市町村が実施いたします子宮頸がん等のワクチンの接種事業対しまして、国の交付金により都道府県に設置した基金を通して助成するという制度ができました。これを受けまして、与謝野町でも子宮頸がんワクチン、HIVワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン予防接種につきまして、今年度から無料で接種できるよう、補正予算の追加提案をお願いする予定でございます。

ご案内のように、子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業につきましては、京都府の単独助成補助事業として、9月補正をお願いし準備を進めてきたところでありますが、このたび国の支援措置が講じられることとなったことから、無料接種事業として、中学1年生から高校1年生までの女性を対象にして、来年1月からの事業実施の予定で準備を進めることとなったものでございます。また、HIVワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種事業につきましても、ゼロ歳から4歳を対象として、同様に無料接種事業として実施することとなったものでございまして、現在、京都府において、接種医療機関の確保や委託契約等の接種体制等を調整いただいているところでございます。これらの体制が整い次第、早急に実施できるよう準備する予定でございます。

次に2点目の新型等インフルエンザ予防接種の助成状況はについてお答えいたします。

新型インフルエンザにつきましては、昨年から猛威をふるい、世界じゅうで多くの死者を出すなど、いわゆるパンデミック、要するに爆発的感染を引き起こしました。これに対して、国とし

ましても、タミフルやリレンザといった抗ウイルス薬の処方に加え、インフルエンザワクチンの予防接種等の対策を講じてきたところでございます。こうした中、現在では国内での患者もなく一定、落ちついた感はありますが、いつ変異し新種のウイルスが発生するやもわかりませんので、今後も状況を注視していく必要があるものというふうと考えております。

さて、ご質問の助成状況でございますが、現在は、この新型インフルエンザに加えて、季節性インフルエンザにも対応した、3価ワクチンが供給されておりました、新型インフルエンザにも、従来の季節性インフルエンザにも効果のある複合型の同じワクチンを接種していただくこととなりました。町といたしましても、国の助成制度を踏まえ、従来から65歳以上の高齢者を対象に実施しておりますインフルエンザ予防接種事業と、65歳未満で町民税非課税等の世帯の方を対象にした新型インフルエンザ予防接種事業の助成制度二本立てにより、接種費用の公費助成をさせていただきます。

具体的には、65歳以上の高齢者に対しましては、昨年度と同様1,000円の自己負担で、差額は町が助成することによって接種ができますし、さらに本年度につきましては、新型インフルエンザ対策の一環として、町民税非課税等の世帯の方につきましては、その1,000円の自己負担についても町が助成し、無料で接種できることとしております。また、65歳未満で町民税非課税等の世帯につきましても、新型インフルエンザ予防接種事業として、全額を町の助成として無料で接種できるようにしております。これらの現時点での接種状況を申し上げますと、65歳以上の高齢者の方は約7,200人が対象となっており、昨年では65%の4,694人の方が接種されております。本年度の現時点での請求実績では2,074人となっておりまして、そのうちの700人程度が全額公費負担の対象となっております。今後もふえる見込みであり、予算では全体の接種率を66%で見込んでおります。

一方、65歳未満では公費負担となる町民税非課税等の世帯が、接種者が11月末時点では237名となっております。なお、接種期間は65歳以上の高齢者インフルエンザ予防接種は、本年12月17日までとしておりますし、65歳未満の町民税非課税世帯の方で、新型インフルエンザ予防接種の無料接種を希望されている方につきましては、来年1月31日までとしております。

以上、同じワクチンの接種でありながら、年齢や所得等の状況によって、助成制度が区分されているため、非常にわかりにくいとは思いますが、説明とさせていただきます。

また、一般会計補正予算（第4号）におきまして、追加の予算措置を提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、和田議員への1回目の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁ありがとうございました。

先ほど、お伺いしましたところによりますと、税収のほうですね、これも2割増、8割減ということで、この住宅改修助成制度というものがなかったら、やっぱりどういうことになっていたんだろうかと思うわけでありましてけれども、この住宅助成制度で町内業者は142業者、関連業者ですね、町内業者は約210業者というふうに言われておるわけでありましてけれども、その他にもいろいろと、下請であつたりだとか、多くの方が関連というか、仕事に携わられたとは思うん

です。それで、この住宅改修助成制度もあと1年、23年度までということなんですけれども、この状況というか、実態、業者の実態であったりとか、そういうふうな調査というものはされておるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的には、今まだその結果に基づいて調査ということにはなっておりません。しかし、現実、数字、金額等で、その効果と申しますか、そうしたものは、はっきりとわかりますので、その中身については、まだ分析はしておりませんが、非常に大きな効果があったものというふうに思っております。

実は、先日も木津市のほうからも、そうした件についての問い合わせがあったり、府内でも、また全国的にも非常に注目をされているというふうに理解をしております、時限立法でございますけれども、この間、非常に厳しい状況の中で、いい制度と申しますか、議員の皆さんからもご提案いただいたり、町の中でもいろいろと検討しまして、いち早く取り組んだことがよかったかなというふうに感じております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひともですね、調査のほうもしていただいて、業者の実態というものも把握していただいたらありがたいなというふうに思います。

次に、小規模事業者登録制度、これですけれども、先ほどのご答弁でありましたように、僕も、先ほど述べさせてもらったんですが、これ多種業者、例えば多種の業者にわたって、物品購入であったり、委託であったりだとか、住宅改修助成制度では関連されない業者というのも対象になるということで、こういうのもさっきの答弁でもございましたけれども、ぜひとも前向きにご検討いただきたいと思います。

先ほど、答弁ございましたけれども、前向きにお考えいただくということでよろしいんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのように、まずどういった状況なのかも全くわかりませんので、それらも調査するなり、検討することとしたいと思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 次に、各種予防接種の件なんですけれども、国の交付金というのが支給されるということで三種ワクチンですね、子宮頸がん、HIVワクチン、それと肺炎球菌ですね。この三つ、無料ということでお聞きしてるんですけれども、この制度というのは何年のいつごろまで国から交付金が出るもんなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私自身も具体的に承知しておりません。一昨日あたりも国のほうの新しい動きがあったようでございますので、今の現時点でわかっていることにつきましては、保健課長のほうからご答弁をさせていただきます。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 先ほど、町長の答弁ございましたように、この基金の事業につきましては、国からの説明によりますと、23年度までというふうにお聞きしております。

現在、任意接種ということで、法に定めのない接種でございますので、国のほうの支援によって市町村が実施するというふうなことで基金事業として23年度までの時限的な措置であるというふうにお聞きしております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） 23年度までということで、先進国、イギリスだとか、アメリカ、フランス、日本だけというか、あれですけども、無料でないというような実態もございますし、これが1年、23年度だけという制度であるならば、その後は一体どうなるんかという、それを自治体で負担するとかいう、そういう形になるというのも問題かと思っておりますけれども、その辺、いかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お尋ねは、23年度経過した後の、この事業の継続といえますか、そのことについてだと思いますが、それにつきまして、現在のところ国のほうからの説明なり、そういったものは一切受けておりませんので、こちらのほうで答弁はできないわけなんですけれども、方向といたしまして、任意接種から定期接種、いわゆる法に定められて、市町村の責務において実施されるように向かっていくのかなというふうなことは思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。

こういった制度というのも、やっぱり継続的に国のほうの責任で、本当にやっていただきたいと思っておりますので、子宮頸がんなんかでも3回ですか、1回1万5,000円とすると、約4万5,000円の費用というのが必要なわけですので、ぜひとも引き続き継続していただけるように要望のほうお願いしたいなというふうに思います。

次に、もう最後になりますけれども、新型インフルエンザ等の接種なんですけれども、高齢者、65歳以上、先ほどご答弁ありましたとおり、負担していただいているという状況にありますけれども、このインフルエンザに関しても、やっぱり高齢者の方、そしてお子さんたち、そういう方にも予防接種の補助をして、予防という観点からも接種率ですね、こういうのを上げていく必要というものがあるんじゃないかと思うんですけれども、その点、お聞きしたいなと思います。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） インフルエンザ予防接種事業についてお答えしたいと思います。

町長の答弁にもございましたように、現在、このインフルエンザの接種事業については、二本立てでございますので、まず65歳以上の方を対象にした季節性インフルについては、定期接種という、法に定めた位置づけがございますので、市町村の責務で毎年実施しております。そういった中で、与謝野町におきましては、自己負担を1,000円お世話になるということでございます。

実際の接種費用につきましては4,074円ということで、与謝医師会のほうと契約させていただいておりますので、差額の3,074円を助成させていただいております。それに加えて、町民税非課税の世帯、それからまた、生活保護の世帯の方については、その自己負担の1,000円も公費負担といえますか、公費の助成ということで無料で受けていただけるようにしております。

それと、新型インフルにつきましては、65歳未満の方を対象にした事業ということで、まだ、法に定めのない任意の接種ですので、国の制度といえますか、そういったことで市町村に要請があって実施しているということでございまして、その中では低所得者対策として、町民税非課税世帯の方、それから生活保護の方は無料で実施するという国の制度がございまして、それにつきまして、町が予算を組ませていただいて、公費助成をさせていただいておると、その年齢によって二つの助成制度に分かれておりますので、それで今、言いました65歳未満の方につきましては、今の説明以外の方については、あくまでも自由診療ということで、希望者による任意の接種になりますので、医療機関によって、接種費用もまちまちだというふうに思っております。そういった中で、低所得者、この制度による低所得者の方の接種率を上げるようにPR等もさせていただいて進めておりますので、そういったところで接種率も、どういんでしょうか、対象者の方については、申請の件数も、もれなくしていただいておるといふに、こちらのほうでは理解しております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、議員のおっしゃる中で、23年度以降もという、それを要望するべきという話があったけれども、それどころか、この15日の新聞でもですし、13日の市町村説明会で判明したことですけれども、当初は国が全額負担を前提として、こうした子宮頸がん予防ワクチン等のそういう無料接種を言っておりましたので、それに対して、府などは無料接種を計画していましたその京都府は、これを国が9割しか見ないという、負担しないということがわかりましたために、あとの1割の財源をどう工面するかということで、非常に戸惑っているという記事も出ておりました。そういう中では、その1割分を、じゃあ府もどうするのか、その分については市町村も持つようにということになるのか、非常に国の施策といえますか、打ち出しが、ころころ変わりますもんで、非常に我々としても当惑しているということでございます。そうしたことに對しまして、府は国のほうへ要望するということでも、また、近畿自治会等でも、国のほうへ要望するということでもございますけれども、我々としまして、その分については市町村にも府は助成すると約束したんですから、絶対、府が負担すべきだということで、我々としては、そういうふうな要望を上げていくべきではないかというふうに今、考えているところでございます。

ですから、これは始まりまして、確かにいいことなんですけれども、それに対する財源というものが明確でないために、非常に我々小さなところも右往左往せんなんという、そういう状況であるということで、できるだけ持続可能な形で、お互いが負担しなきゃならない分は負担していきますけれども、そうした方針をきちっと早く出していただきたいと、できるなら国がすべて、あるいは府が、府と国とで持っていただくような形をぜひお願いがしたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 日本共産党の野村生八です。

私は通告に基づきまして、国の補正予算による経済対策と町の取り組みについて、町長に質問をいたします。

一昨年のリーマンショック以後、日本経済は世界の中でも、とりわけ急速に悪化をして、国民の暮らしも中小企業の経営も危機に直面をいたしました。大企業は、自動車や電気などの、こういう大企業は、この1年間に純利益を4兆円から7兆円に急増させる。そして内部留保を1年間で1兆1兆円もふやして2兆4兆円にも達する。手元資金だけでも5兆2兆円も持っている。こういう空前の金余り状況、こういう状況まで回復をしています。しかし、一方、労働者の賃金はもう下落を続けていて、民間給与は97年の4兆6兆7兆円が、昨年には4兆0兆6兆円、12年間で何と6兆1兆円、月に5兆円も、平均で減少している。貧困と格差も一層深刻になっていて、生活保護の受給者は1兆9兆0兆人を超えています。これは1兆9兆5兆5兆年以來、5兆5兆年ぶりの高水準と言われていています。そして、2兆0兆0兆円以下の、いわゆるワーキングプア、こういう方が1兆、0兆0兆0兆人から1兆、1兆0兆0兆人へと増加をしています。こういう中で、この与謝野町の実態も、今、月に1兆0兆0兆円の仕事がない。こういうことが多くの方から言われるほど、より深刻な事態に直面しています。

このように、一方では経済危機の中から大企業、一握りの大企業が膨大な利益を上げる。そしてもう一方では、格差と貧困の広がりや深刻な生活の苦しみに耐え抜いている、こういう事態になっています。なぜこんなことになるのか。非正規労働者の大量解雇、正規労働者の賃金やボーナスのカット、大企業による中小企業への一方的な単価の切り下げ、発注打ち切りの強行、まさに血も涙もない資本の横暴を自由という名で助長してきた自民、公明政権、小泉構造改革路線、これによってつくられてきた、政治によってつくられてきた、こういう実態が引き続き続いている。このことが言えるのではないのでしょうか。こういう理不尽な横暴を、国民の怒りが爆発して、政権を転覆をさせました。ところが、その新しい菅政権は旧政権以上に大企業応援の姿勢を、この間、鮮明にしています。

TPPで農林漁業をつぶしてまで大企業の利益をさらにふやす、この点については、昨日、伊藤議員が明確にしました。さらに大企業に5%の減税をすることを決めました。そのほとんどが内部留保、いわゆる会社の中の貯金に使われるだろう、これがアンケートでも、テレビで放映されています。明らかだろうと思います。今までの増税に加えて、さらに5兆、0兆0兆0兆円の財源不足が庶民から増税としてつけ回されようとしています。

このように、それまで以上の理不尽な資本の横暴を助長させようとしている、こういうふうにいわざるを得ません。こういう中で、国の補正予算が可決をされました。国民の要求を一定、反映した内容も含んでいますが、全体として旧政権の延長となっています。そして、この補正予算の名前は、円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策、新成長戦略実現に向けたステップ2、このように言われています。

しかし、そもそも民主党政権から新しい成長戦略と思える、こういう話を、私は聞いた覚えがありません。多くが今までの成長戦略の延長ではないのでしょうか。今、必要なのは、今までの外需頼みから家計、内需を暖める、国民の懐を直接暖める。そして国内でのものの売り買いを活発

にする。こういうことが求められていると思います。そのためには、そして日本の資本主義社会のこれ以上の発展のためには、大企業の、この内部留保、244兆円の一部を取り崩すこと。国民に還流することは避けて通れません。人間らしい雇用の保障、社会保障の拡充に回すことがかぎになっています。経済政策の大転換が必要なことが、いよいよわかりやすくなってきました。国民の怒りで政権を転覆した。しかし、政権を変えただけでは政治は変わらない。よくなるということが鮮明になりました。いよいよ政権のたらい回しから、政治の中身を変える国民が主人公の政治実現へと進める時代が始まったと思います。こういう国の深刻な政治経済政策のもとではあっても、当町では住宅改修助成制度など、地域経済の下支えや雇用対策に取り組んでいます。

また、今後も産業振興条例の制定、そして産業振興会議による具体的な、積極的な支援策も表明をされてきています。これらを踏まえながら政府の補正予算の内容と、補正予算を使った町の不況対策、経済振興策の取り組みについてお聞きをいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の、国の補正予算による経済対策と町の取り組みについてお答えいたします。

政府は、去る11月26日、総額5.1兆円にのぼる平成22年度補正予算を成立させ、中でも円高デフレ対応のための緊急総合経済対策分として4兆8,000億円を超える規模の予算を確保いたしました。深刻な雇用情勢を反映し、この経済対策の中には雇用、人材育成分として新卒者、若年者支援の強化に500億円、雇用創造、人材育成分として2,513億円が計上されているところであり、国を挙げた雇用対策が盛り込まれているところでございます。しかしながら、これらの対策は当町などに直接影響力を及ぼすものは少なく、都市部を中心とした施策になりがちなこととは否めないものというふうに考えております。中には、ハローワークの機能強化によるワンストップサービスなどの推進もあり、当地域でも大いに期待できるものというふうに考えております。

大企業等の内部留保を国民に還流する政策がなく、家計や内需を温める方向に転換していかなければならないとのご指摘でございますが、2011年度の税制改正の焦点である法人税減税をめぐる、財務省と日本経済連の間では、減税幅において調整が、昨日ですか、ついたようなテレビ報道がされておりましたが、それらにつきましては、非常に大企業に優遇だという声もあるところでございます。

一方、今回の補正予算の中には地域活性化交付金としまして3,500億円が盛り込まれまして、うちきめ細かな交付金が2,500億円、住民生活に光をそそぐ交付金が1,000億円となっております。この二つの交付金のうち、きめ細かな交付金は昨年度の臨時交付金同様、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施することとされております。

また、もう一つの住民生活に光をそそぐ交付金は、これまで住民生活にとって大事な分野であり、光が十分に当てられてこなかった分野として地方、消費者、行政、あるいはDV対策、自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する、そうした地方の取り組みを支援することとされております。与謝野町への交付額は、きめ細かな交付金が1億820万2,000円、住民生活に光をそそぐ交付金が2,964万7,000円となっております。

きめ細かな交付金事業につきましては、昨年度と同様、地元要望等の懸案事業に取り組むことを基本に、現在、事業をまとめているところをごさまして、本定例会におきまして、緊急性のある経済対策のみに限定し、追加補正予算として提案させていただきたいというふうに考えております。したがって、議員が申されました産業振興条例や産業振興会議など、今、動き出したところの産業支援策については、今回の事業に反映するというは無理であるということから、今後の協議を踏まえて実施していくことといたしております。

また、住民生活に光をそそぐ交付金は、先ほど申し上げました内容程度しか明らかになっていないため、実際にどのような事業が対象となるのか、今後もう少し時間をかけて調整することとし、できれば、3月補正予算に追加計上させていただければというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町内の不況対策、経済振興の一助になればというふうな思いから、本交付金額を上回る事業を実施すべく追加補正予算を整理しております。予算審議の中で、よろしくご審議いただきたいというふうに考えております。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございます。

交付額を上回る積極的な取り組みを当町の地域経済、そして、町民の暮らしを守る、支える立場でしていただくという答弁をいただきまして、非常に期待をしております。この具体的な内容について、大変、当然、国の補正ですので、多くの分野にまたがっていますので、多くの問題について質問をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、今回の補正の、全体の問題ですが、最初に質問の中で言いましたように、この中ではですね、デフレの脱却や成長分野における雇用の創出が家計の所得支出の増加につながるような経済の好循環をたしかなものにすると、こういうことが最初のうたい文句に言われています。

しかし、先ほどもありましたが、この内容を見ていまして、実際、例えば地方の町で使えるものもありますし、労働者にかかわるものもありますけれども、多くの分野が大企業、大きなものしか取り組めないというようなことが、やっぱりほとんどですね。しかも、海外へ出ていくための支援、そういうものが多くあります。こういう今までと同じような形のやり方で、ここに書いてあるような国民の暮らしが温まるようなことというのは今まで、できなかったわけですから、同じことをしていても多分、無理ではないかというふうにも思います。そういう点では、こういうやり方自身を変える必要があるだろうなということを、まず指摘しておきます。

そこで、この補正は五つの柱ということで組み立てられています。この第一の柱が雇用と人材、こういう分野になっています。この問題について、質問をいたします。

いわゆる、雇用をいかにふやすかというのは、国においても大変苦勞をしています。そういう中で、当然、与謝野町でも雇用をふやす、仕事をふやすということは大きな課題ですけれども、なかなか困難な課題だろうというふうに思っております。この中で、具体的な措置として、重点分野雇用創造事業の拡充ということであつたわけですが、前に途中で補正で確か出てきたんだと思いますが、介護などの専門職をふやすための、府を通じた助成事業ですね。これが1年間延長になるというふうな問題も入っています。こういう点では、これらを生かした取り組みをすることによって、雇用を直接ふやしていくということが可能だろうというふうに思います。

ただ、毎年、そのときにも言いましたが、もう少し早く、こういうことを準備をして、どういう事業所が具体的これを生かして取り組める可能性があるかということ、直接、いわばセールスをして、積極的にこれを生かして与謝野町の福祉や介護、医療、いろんなどころでの雇用をふやしていく。これの中にはもちろん環境等々も入っていますが。

そういう具体的な取り組みを今回は、前回、生かして、さらに発展させていただけたらなというふうなことを感じていますが、これらの点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一つ一つお答えするというふうな思い、今の中では、なかなか、考え方はわかりますし、あれですけども、今回の補正予算で、できるだけそうした柱に沿って一つの府との連携の中で取り組むような話、事業等もございますし、補正予算の審議の中でお世話になれば、ありがたいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

これも急でしたから、なかなかそこまで準備をして云々ということとはございません。ただ、与謝野町としても、常々、やはり問題といいますか、問題意識を持った中で、できるだけ取り組めるものを取り組んでいったということが現状でございますので、そのようにご理解をいただけたらと思います。そういう補正がなくても、町としては新年度予算で、そういったことを反映していくような形を取りたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 言われるように、本当に時間がない中で、すぐしなさいと。前回は確かそうだったと思うんですけどもね。この間、決まって、もう1月の中旬には出しなさいと、これは一次であって二次が出てくるんですね。1月の下旬に二次分、先ほど1億と約3,000万円言われましたが、二次分が追加されると、それも3月末までには出さんなんですか。

本当に、これ場当たり的にならないようにということが、この補正のかがみ分でも書いてあるんですね。場当たり的にならないように、長いスタンスで成長できる新成長戦略に基づいたというふうに書いてありますが、書いてあるのは全く反対で、本当にこれ、場当たり的と言わざるを得ないと思います。そのワクチンも、これの中に入っとるわけですね。それで、具体的なことはということなので、考え方を中心に、具体的なことも入るかもわかりませんが、考え方を中心に、そしたらお伺いしたいと思います。

この雇用の問題で、当町では福祉のまちづくりということで、この間、福祉の施設がどんどん町内につくられて、雇用の場がふえていっています。この現在の、この福祉関連の施設の雇用の実態というのは、どういう状況になっているのか、確か調査されていたと思いますので、お聞きをします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 福祉課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、今、野村議員のご質問にお答えをしたいというふうに思っています。

現在、町内では今おっしゃっていただきましたように、社会福祉法人でありますとか、また医療法人等の事業所といたしまして15の法人がございます。そして、事業所数といたしましては、52の事業所がございまして、従業員数につきましては常勤職員が392名、非常勤職員が

177名、合計569名の方の雇用が、この福祉関係で従事をいただいております。

そして、22年度中及び23年度以降に現在、地域共生型の施設整備を進めておりますけれども、そういったことで地域共生型の施設でありますとか、またほかの施設、合わせますと、新規職員の常勤職員が今後、ここ22年、23年度におきまして約70人程度ふえ、そして非常勤職員も30名程度ふえるということで、今後についても100人程度の職員さんの雇用があるということをごさいます、実際、先ほど言いましたように569人おいでますので、これに100人程度ということで669人というような、大変大きな雇用の場ということになっておりますので、報告をさせていただきます。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 大変大きな雇用の場に成長してきている。この国の補正でいっている重点分野の雇用創造事業、これに取り組むということを言っていますが、まさにこの与謝野町が、こういう分野での雇用をふやすことに、今までから継続的に取り組んできた、その成果が今あらわれているんだろうというふうにとめています。さらに、先ほどありましたが、町の職員が臨時合わせて400人を超えています。これだけで合わせると、町の職員と福祉の雇用だけで1,000人を超えるわけですね。与謝野町の労働人口というのは1,300人を超える当たりです。したがって、これにさらに病院だとか、消防だとか、いわゆる公共サービスにかかわる働く人口、これは労働人口の、少なくとも1割ははるかに超えていると。これが一体、どれぐらいになっているのかということというのは、非常にこれは、これからの社会にとっては私は大事だというふうに思っています。前の一般質問でも取り上げましたが、先進国で雇用がふえている分野というのは、公共サービス分野がもうほとんどなんですね。したがって、雇用をふやす、この重点分野での雇用をふやすということというのは、公共サービス分野での雇用をいかにふやすのかということが、非常に大事になっているというふうに思っています。

そこで、考え方としてお聞きしますが、一つは役場での雇用ですよ。正職員は削減というのは、合併したということで、当然、避けてとおれないわけですが、サービスをふやせばふやすほど臨時職員等々はふえてきます。当町の臨時職員は、ほかの町に比べて非常に多いですね。これをどう見るかというのは、非常に難しい面があるというふうに私は思っています。

臨時職員というのは、一方では正職員を首を切って、賃金の安い臨時職員を入れるという側面があります。一方では、サービスをふやせばふやすほど臨時職員が必要だと。また雇用を確保するために不況対策として臨時職員を町が採用する。当町でも文書配達等に臨時職員を確保されている。これは不況対策として取り組まれてきた経過があります。こういう形で、とにかく人数が何人で、その人数が減るかどうかが大事なことという、こういうことにはならないだろうと、その中身をしっかりと把握をして、そして、どういう効果になっているのかと、このことが大事だと思っておりますが、この中身ですね、このことについて今言ったような観点から把握されながら取り組まれているのかどうか、今後も、そういう取り組みをされるのかどうかお聞きをいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、今田議員さんのご質問の中でも少しあったかと思っておりますけれども、確かに臨時や嘱託職員をお願いをするということによって、サービスをキープしていくという観点も

ございますし、また、臨時の方たちの働く形態、時間的に、その時間しか働けない、丸一日ということではなしに、部分的な部分で対応していくというような、いろんな形態も今後、生まれてくるだろうというふうに思いますので、それらについては、単なる人数だけの判断ではなしに、おっしゃるように中身について、判断をしていく必要があるというふうに思いますし、そういうふうな認識を持っております。今後の雇用の中身についても、財政的なことを避けては通れませんが、より充実したサービスが提供できるかどうかということも大事な中身になるだろうというふうに考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 時代が進む中で、働き方もどんどん多様化していきまして、いわゆる女性の子育て世代であれば、8時間労働は無理と、しかし6時間労働なら働きたいというニーズが高まっているのは事実です。したがって、それに合わせた形で対応するというのも必要だろうというふうに思っています。

しかし、一方で正職員でないから非常に賃金の格差が大きい、その賃金で働いても暮らしていけないというね、こういう形というのは是正されなければならないだろうと思っていますし、短時間労働でも正職員とか正社員、こういうことが、これからの社会には求められているだろうというふうなことも思っています。

今後、そういうすべての職員、それから町内のすべての働く人の格差の是正、すべての人が働けば暮らせる、そういうために必要な支援策がありましたら、先ほど言われました、今後も、その会議で、ぜひご検討いただいて、取り組んでいただきたいというふうに考えていますがいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） なかなか難しい課題でございますけれども、努力してまいりたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） さらに雇用をふやす意味で、この国の補正の中にも明記をされていますが、いわゆる農林関係での雇用をふやす、成長分野に農林や環境があるわけですね。そういうことが書かれています。当町で、先ほど言いましたが農業関係でも豆っこ米を使った取り組み、そういう取り組みの中での雇用というのも生まれているわけですね。こういう分野での新しい取り組みをすることによって、雇用をふやしていくということが可能だろうというふうに、私は考えています。

この補正の中に、それを可能にするような、その財源として可能な分野も含まれているように読めます。具体的にいうと、またあれなんでしょうけれども、いわゆるバイオマス施設や省水力発電の整備支援、こういうことについての財源等々も明記がされています。これらの点についても、先ほど言われました緊急的に間に合うものとして、今回、先ほど一覧表をいただきまして、追加補正で事業が、これで既にもう約1億円の事業が確保されてるということになってはいますが、今後、二次もありますので、それに向けては、このきめ細かな交付金においてもソフト事業も含めた雇用をふやすような取り組みを、ぜひご検討いただきたいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） きめ細かな交付金の中身につきましても、ソフト部分というよりも、やはりいろんなハード、ハードといえますか、地域から、いろいろと要望のありますものの改修だとか、それから、大きなものでは加悦の上水道の、そうした施設整備だとか、きめ細やかといえますか、盛りだくさんの中身はございます。なかなか、そのソフトの部分までということには至っておりませんが、また今後の二次の中で、そうしたことも、考えつくものがあれば、それに載せていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員の質問の途中ですが、ここで2時45分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時31分）

（再開 午後 2時45分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、野村議員の一般質問を続行します。
野村議員。

1 番（野村生八） 雇用の問題について、もう1点考え方をお聞きしておきたいと思います。

今までの、国のこういう雇用対策、緊急対策等々の中で、私が感じているのが、先ほどから言っています短期間の雇用等々は盛んに取り組んでいただいて、半年、1年の、あるいは3年等々の取り組みはしていただいておりますが、継続して雇用が生まれるための取り組みというのが、なかなかないのかなというふうに感じています。そういう点で、こういう一次的な国から来るお金を利用して、ふだんはなかなかできない、そういう取り組みに思い切って投資をしていただくと。新しい仕事をふやす取り組みを、ぜひチャレンジしていただきたい。とりわけ、そういう分野は、なかなかそう簡単にできませんが、農林関係というのは割に、そういうことが、今、いろんな研究がされてきて、いろんなことができる状況になっています。私は竹にかかわって、いろいろやっていますが、例えば、竹を細かくする中で竹パウダーができて、それを竹パウダーを使うことによって、非常においしい大きな農作物ができるとか、そういう取り組み研究というのはかなりされてるとか、いろんな分野でそういう成果が生まれているわけですね。それらをこの地域で試してみるとか、そういう中で、それが仕事として確立できる、あるいはできないかもしれませんが、そういうところへの、ぜひ取り組み、これはいわゆるソフトとか、ハードも含まれるんですが、そういう取り組みをぜひご検討いただきたいと考えているわけですが、これは京都府なんかはやっているわけですね。ぜひそれについてのお考えをお聞きしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回のきめ細やかな交付金という中で取り組むよりも、それらにつきましては、やはり商工関係の雇用のほうで取り組むべきじゃないかなと、非常に継続して進めていくような中身につきましては、農林であったり、そういうところで取り組む。今回の場合は、非常に、さっきもおっしゃったように、早急な中でのあれですから、できないところに光を当ててやっていくというようなことも含めて、取り組ませていただいております。

ですから、正確的な中身については、もしあれでしたら吉田参事のほうから答えさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

今回のきめ交付金、きめ細やかな交付金でございますけれども、1億円ちょっとの交付税をいただきます。その中で趣旨に応じて、いわゆるきめ細かく住民要望にこたえていくというようなことについて、今回、補正予算に計上させていただきたいというふうに思っております。

それから、野村議員ご指摘の、いわゆる雇用対策、そういうところにつきましては、商工関連の緊急雇用の事業、そういった中で継続的に取り組むというようなことでは、ふるさと雇用ですか、そういったような取り組みも行っております。そちらのほうで重点的に取り組んでいただきたいというのが考え方でございます。現在の緊急雇用等の取り組みにつきましては、という立場でございます。緊急雇用につきましては、もしあれでしたら、町長のほうから、商工課長のほうに説明するようにご指示いただけたらというふうに思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 雇用の件につきましては、商工観光課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） それでは、雇用対策につきましては、商工観光が所管ということで、雇用対策係をもって、現在、進めているところでございまして、既に、この取り組みにつきましては、野村議員もご承知のとおり3年前から取り組んでおります事業でございまして、既に国から府に、府から交付金をいただきまして、100%の事業として取り組ませていただいております。過去に21年度、約20名ほど。事業的には当初はふるさと雇用、3年間の雇用を継続しながら委託をしていく事業としまして、一つの事業を設けております。

それから、町が直接雇用します雇用につきましては緊急雇用ということで、1年の雇用で事業を進めていくということで、事業交付金がある限り続けていこうということで、所管課は、私どものほうなんですけど、21年度決算にも上げさせていただきましたように、それぞれの課のほうで、いろんな知恵を出していただきまして、それぞれ恒久的な雇用につながるような施策とか、今後、まちづくりに必要とするような取り組みについて雇用を創出していくということでございます。

昨年、新たに重点雇用ということで、重点項目の中に、新たに福祉、介護等々の雇用対策のほうも出てまいりましたので、その辺につきましては、福祉サイドのほうで医療事務の方を雇用するだとか、そんなような取り組みも実際に出ております。もう既に23年度につきましても、その最終年度として、いろんな雇用対策を各課から上げていただいております、一定の人数も把握できる状況になっております。

この制度につきましては、私が聞く限り、引き続き延長していく、中身はもう少し変わってくるかもわかりませんが、そういった中で雇用の創出を延長的に図っていくという形が、今後継続して取れるんだろうという認識を持って現在、その内容を待ち受けているという状況でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 次に、町の不況対策あるいは産業振興策として、23年度当初予算に産業振興会議の答申を待たずにできるものは頭出しをしたいという答弁をされたというふうに思います。

その内容についてですが、この国の補正予算が出たことによって、それが上積みをしていただけるというふうに考えたらいいか、その財源の一部に、考え方ですが、スパッとはいきません

が、財源の一部に充てられるというふうには受けとめたいのか、考え方としては今、どのよう
に町長はお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、まだ何に使うというふうな形に決めておりませんので、今の段階で、どう
こうということはなかなか申し上げることが難しいというふうに思っております。

しかし、こういうものがなくても、町では取り組んでいこうとしているものにつきましては、
いろんな形で、できるだけ早く取り組めるような形を、これを使う、使わないは別として、考
えてまいりたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今回の国の補正はですね、市町村に対しては市町村が取り組む産業振興等々の取
り組みの単費の部分であったり、あるいは補助を受けた自己負担分を支援するという内容も書か
れていますんでね、ぜひ予定をされる分野について、できるだけこの国の補正対応というところ
で、いわゆるきめ細やかなという部分だけではなくて、ほかの五つの分野全体に対して、それが
導入できるような形で取り組んでいただいて、その内容を少しでも膨らませていただいて、産業
振興の取り組みが大きくなるような、そういう取り組みを、ぜひ期待をしています。

次に、この地域活性化の中で、耐震化などによる安心・安全な居住生活環境の整備ということ
が書かれてまして、これにかかわって、今までどこでもやってきた耐震工事の助成ですね、これ
の上積みも国から行われるということで、多くの自治体で、その手続が進んでいるように聞いて
います。いわゆるこれはソフトになるわけですが、こういうことについて今、与謝野町では、と
どう受けとめておられるでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に2件の要望がございますので、その分については追加をお願いをする
という形で、お願いが申し上げたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 国からの30万円の上積追加ということが、市町村が取り組めばできるというこ
とになっているようなので、ぜひ早急な対応をするべきだというふうに思っています。

次に、中小企業の対策ということで書かれています。こういう中で、年度末の中小企業の資金
繰りに万全を期すということが書かれています。大変大事な内容だろうというふうに思います。
昨年もしろんなことを申し上げて、緊急に取り組みの強化をお願いをしたというふうに思います。

ことしも、こういう現状からいえば、大企業は回復をして、大きな利益が出ているわけですけ
れども、中小企業は、全国どこでもやはり、しんどいということで、資金繰りについても昨年と
同じ状況だろうというふうに思っています。今までの国の、例えば、保証協会の保証料の
100%保証等の補正対応が、今まであったのが期限切れを迎えるわけですが、こういうもの
についても引き続きなるのか、私はなるのかなというふうに読めたんですが、その辺は、まだよく
わからないんですが、そういう問題も含めて中小企業の資金繰りについて、特に年末、万全の体
制で臨んでいただく必要があるだろうというふうに思ってますし、この国の、こういう内容につ
いても、できるだけこれを受けとめて、中小業者の資金繰り確保に努めていただきたいと思います
ですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 商工観光課長から答えさせていただきます。

ただ、このきめ細やかな交付金、これを。

1 番（野村生八） 別の中小企業対策の、国の補正。

町 長（太田貴美） 国のほうのね。

それについては、課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

この年末年始に向けての取り組みを、この機会にご報告申し上げたいと思いますが、既にお知らせ等でも出させていたいただいておりますけれども、私ども制度融資を持っておりませんので、特に重要視しておりますのが、京都府の不況対策にかかわります制度融資、その部分につきまして、安心借りかえだとか、そういう制度があるわけですけれども、そこにつきましては、ご承知のとおり、町のほうが一定認定をしなければ実行ができないということでございまして、私どもとしましては29日終日、30日午前中は、その受け皿として、金融機関さんのほうから年末に持って来られました認定が正月明けに履行できるような形で事務を進めたいということで、緊急窓口を、ことしも設けさせていただくということを計画しております。

それから、あわせて、金融機関のほうには年末年始だけではございませんけれども、特にこういう時期でございまして、町が過去に行っております制度融資の償還をしていただいている企業の皆さんもございます。

それから、また京都府なり国の融資を受けておられる方があるんですけれども、各金融機関のほうには、その償還猶予だとか、条件変更を、窓口を開けていただきまして、そういう措置をとっていただきますようお願いをしているところでございます。

その後の質問でございました経済対策ですけれども、今のところ、私のほうには、いろんな制度はあるんですけれども、既存の制度の部分で、いかに活性化させていくかという段階での情報しか入手しておりませんので、今後どういう形で事が進められるのかが、また十分情報を入手したいと思います。先ほど触れておられました金融関係で緊急補償制度、保証協会の100%制度が、補償制度が今後どういうふうになっていくかというところが一番大きなポイントではないかなというふうに思っておりますので、その辺を重々、情報を入手していきたいというふうに思っています。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後に、地方交付税の増額ということで書かれていますので、この点を質問して終わりたいと思います。

今回、国の補正で、地方交付税については、いわゆる地方交付税は国税の一定割合が地方の財源ということになってまして、その一定割合が入れば地方に回すという、これは当たり前のことなんです。この法定分が、1.3兆円というふうに書かれています。しかし、今回、補正で地方に、地方交付税の増額として回すのは0.3兆円というふうに書かれています。地方交付税が、今回の国の補正でふえるというふうに書かれていたので、こういう面でもいろいろ取り組めるのかなというふうに思いましたが、いわゆる本来出すべき額の3割にもならないですか、額しか地

方に回さないということで書かれています。1兆円は来年度に回す、いわゆる来年度に回すというのは、来年度の本来、いわゆる国の税の一定割合の中に含まれてしまうのか、それにプラスして1兆円になるのか、そうであれば今、プラスするのなら今、出しても何らかわらないわけですから出すべきだと思いますが、今、出さない、来年に回すというのは、来年の交付税の財源の中に入れられんのではないかというふうに、私は危惧をするわけですが、こういう交付税の増額の今回、国の補正の状況についてのお考えがあればお聞きしたいと思います。

議長（井田義之） 野村議員、ちょっと質問が外れているように思いますけれども。

答弁、太田町長。

町長（太田貴美） 私、吉田参事兼企画財政課長から答えさせていただきます。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

野村議員ご指摘のように、一たん交付税の算定は済んだわけでございますけれども、いわゆる税収、交付税の対象となります税収がふえたということでして、今回、交付税が追加となります。今回、追加になりますのが約6,000万円弱でございます。それから、1兆円の分につきましては、今年度、交付されるのではなく、翌年度に交付されるというふうに伺っております。

その一つの理由といたしましては、交付税の特別加算、これが現在、行われておると、それが1.5兆円、いわゆる交付税の特別加算が行ってあるということでございまして、そうなるかと、それを少なくするのか、少なくしないのかという問題も出てまいりますので、平成22年度につきましては、今、野村議員がご指摘されました、そのパーセントで交付をし、残りの1兆円については、平成23年度に交付されるというふうに私どもは情報を仕入れているところでございます。以上でございます。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

次に、17番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

17番、谷口議員。

17番（谷口忠弘） それでは、第35回12月の定例議会におきまして、議長のお許しを得ましたので、最後になりましたが、事前通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は、実質あと2年と迫った行政改革の今後について、そのプロセスと決意について項目ごとにお尋ねをしたいと思います。午前中の今田議員の一般質問と若干重複しますが、よろしくご答弁をお願いしたいというぐあいに思います。

国の財政状況が大変厳しい中、今後、国からの地方交付税や、国庫の負担金や補助金などが減額されることが予測され、これらの国からの依存財源に頼っている当町では、今後の財政運営が厳しくなることが十分予測をされ、行政改革に取り組みなければ持続可能なまちづくりが進められないとの思いで、行政改革大綱が策定をされました。

この経緯は、平成18年7月14日に第1回目の行政改革推進委員会が9名の委員さんによって、本庁舎3階の会議室で行われました。平成19年9月20日までの延べ13回にわたって委員会を持たれ、平成19年9月25日に町長あてに答申がなされました。目標としましては、財政の現状や将来の見込みを勘案して、行政機関の集中期間を平成20年から24年までの5年間

とし、年度年度に目標を決め、5年間で合計20億円の財源目標とし、また、財政の弾力性を示す経常収支比率を90%以下に下げること、この二つを大きな目標として掲げ、このことを実現することによって、将来にわたり政策的な経費を確保することができ、新たな住民サービスへの対応が可能になるところであります。また、この取り組みにつきましては住民や、その地域の皆様の生活と密接な関係があり、かつ重要なこととの観点から、平成20年度の町政懇談会で資料を作成され、各地区を回られ、説明されたことは評価に値するところでもあります。

しかし、集中期間の5年間も実質3年が終わろうとしている中、順調に着々と計画どおり進んでいるところもあれば、ペースが遅いと思われるところもあります。私が一番心配しているのは、時間のかかりそうな大きな問題、行革の観点からいえば効果の期待が持てる大きなテーマ、問題が進んでいない点であります。行革の理念は、効率的な行財政システムの確立と持続可能な行財政運営であります。歳入の確保は大切なことではありますが、まず歳出の徹底した見直しと削減が基本だと考えます。

そこで具体的な項目4点についてお尋ねをいたします。

まず1点目の職員数の削減であります。合併時には約320人あった職員数を類似団体並みの230人に、平成30年を目途に削減する計画であります。私は、削減に当たっては正職員の減少を臨時職員で補うようなことはせずに、本質に沿った人員削減を図るべきだと考えます。それには、後にも述べますが、民間への業務委託や事務事業の廃止や縮減などの見通しを図りながら早期退職制度の活用と、退職者の不補充などで削減を効果的に図るべきであります。

現在、実績額といえは経過した20年、21年度で約2億4,000万円、計画では5年間で約8億円でありますので、進度率は約30%であります。後半にやや目標に対する比重が高いように思われますが、どのような道筋を持って目標達成が可能なのかお尋ねをしたいと思います。

二つ目は公共施設の統廃合と民間委託であります。

3町が合併したことによりまして、現在、旧3町に存在した施設が、そのままの状態が存在をしています。特に公共施設としての小学校と幼稚園及び保育所について小学校は9校、幼稚園は二つ、保育所は八つあります。今後は、少子化が進み児童数は大幅に減少していく見込みであります。小学校や幼稚園、保育所の統廃合は財政負担や効率の面だけで論じるべきではないとは思いますが、行政改革としては決して避けて通れない大きな問題であると考えます。また、庁舎の統廃合についても、今後の職員数の減少や年間4,000万円もかかる維持管理コストの問題、また、その他分散化によるコストを考えた場合、旧町単位で少人数の窓口業務だけを残し、本庁、1庁方式が望ましいと考えます。町長は、加悦庁舎が望ましいと新聞報道され、物議を醸し出していましたが、その道筋は、いまだ明解に示されておられません。また、民間委託についても当町の代表的な施設であるクアハウス岩滝、リフレかやの里、指定管理者制度へ移行されましたが、今後の施設の老朽化に伴う維持管理費や営業収支に伴う指定管理料についても不安が残るところであります。

そこで、本項目についても5年間の計画期間の中で、当初の2年間は削減目標額は少なく、一定、予定どおりに進んではおりますけれども、後半3年の比重が非常に高く、5年間目標額総額の約96%は後半の部分になっております。先ほど述べた小学校、幼稚園、保育所の統廃合や、また、役場の本庁舎の一本化の問題は、非常に調整が困難なことが予想され、多くの時間を要す

ると考えられます。残された期間は短く、町長はどのようなプロセスを考え、実行されようとしているのか、お尋ねをいたします。

3点目は、事務事業の縮小と資源の集中であります。

人員削減をしても、仕事の量はある程度減らさなければ、在職されている職員の仕事量はかなり膨大にふえてまいります。過去2年間経過し、一定の見直し作業は進められていると思うが、どのような見直しを進められているのか、お尋ねをしたいと思います。また、今後、事務事業の廃止、見直しにしても限界が出てきてくる場所もあると思いますので、住民サービスの低下を招かない手法としての民間委託や、アウトソーシングなどの手法がありますが、これらの活用も視野に入れておられるのか、その点についてもお尋ねをしたいと思います。

最後に4点は、私が、三つの項目以外にも、行革に取り組む項目もたくさんあります。全体として集中期間を5年間で区切った中、後半期間に金額ベースでの削減比重はかなり高いと思います。質問項目以外での行革達成へのアプローチがあればお聞かせをください。

以上、4点にわたりまして、実質あと2年と迫った行政改革の今後についての第1回目の質問といたします。よろしくご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 谷口議員ご質問の、実質あと2年に迫った行政改革の今後についてお答えいたします。

まず、1点目の職員数の削減についてでございますが、合併直後から平成22年度当初まで、40人の職員が減少しております。本年4月1日時点で280人の職員数となっております。これを与謝野町行政改革大綱の計画と比較いたしますと、本年4月の計画目標は301人でしたので、21人多くの職員が減少したことになります。

今後の見通しにつきましては、これまでどおりの退職者数の3分の1程度の補充を続けていきますと、平成28年、29年ごろに230人程度の職員となりますので、行政改革大綱の計画と比べ、1、2年早く目標を達成する見込みとなっております。しかしながら、公共施設の見直しを進めずに、職員数のみを削減し続けるということは非常に難しいというふうに思っております。今後は、職員数の削減を進めながら、あわせて公共施設の見直しも同時に進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に、2点目、公共施設の統廃合と民間委託についてでございますが、公共施設の民間委託につきましては、指定管理者制度によりクアハウス岩滝をはじめ多くの施設が民間等により運営されてきております。民間委託による指定管理者制度が即座に経費節減になれば申し分はございませんが、経費削減のみならず、民間のノウハウにより、これまで以上にサービスが向上することも民間委託の目的としているところでございます。

なお、今後も指定管理者制度による民間委託は、施設にもよりますが検討することとしております。また、施設の統廃合につきましては、合併前からの三つの同様の施設につきましては、一つにまとめたり、必要とあらば野田川保健センターを福祉施設に用途変更したのと同様に、他の用途への有効活用も行政改革と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、三つ目、事務事業の縮小と資源の集中についてでございますが、事務事業の見直しにつきましては、各課等において予算書の事務事業レベルの細かいところまで見直しを行い、検討しているところでございます。具体的には、コンピューターリースの延長、地方債の繰上償還、例規集のペーパーレス化など、かなり細かいところまで見直しを行っております。今後もできる限り事業を見直して、経費の削減を進めていきますし、民間に委託できるものについては、先ほどおっしゃったアウトソーシングも検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目の、これ以外の行革についてでございますが、与謝野町行政改革大綱では、行政改革期間の後半に多くの目標額を計上いたしております。これは公共施設の統廃合については、住民の皆様の理解を得るためには、時間を要すると見込みながら目標を設定したことによるものでございます。特に3庁舎の問題、8カ所の保育所、9校の小学校を本庁では維持しております。庁舎の問題につきましては、先ほども申し上げましたが、ことし4月以降、新聞報道により、さまざまなご意見をちょうだいし、現在、庁舎検討ワーキンググループを再開させて、課題やその解決策を検討させております。

また、保育所、小学校につきましては、教育、保育環境のあり方に関する提言書によりまして、保育所は現状維持と、さらなるサービス充実を、小学校は学校、学級は適正規模を保持する必要があるとの提言をいただいた状況でございます。保育所につきましては、役場内部でワーキングチームを立ち上げ、さらなる検討を進めてまいりますし、小学校の適正規模、適正配置につきましても、これらの考え方について教育委員会に、さらなる検討をお願いしている段階でございます。

現状は、行政改革大綱の当初の計画どおりには進んでいるとは言えません。しかし、庁舎の統廃合、保育所の問題、小学校の適正規模、適正配置の問題などは、議会の皆様、住民の皆様に行政としての案をご説明し、それに対する皆様の意見を集約して改善可能なものは改善しながら、一定程度のご理解を得るまで繰り返す必要があるというふうに考えております。これにはやはり時間が必要といたします。今後は、職員が減少していく中で、庁舎を含め公共施設の統廃合は避けて通れない課題であるというふうに考えております。合併特例の有効な財源措置を受けるには限られた時間しかありませんが、議員の皆さんや住民の皆様のご理解を得られるように、最善の努力を重ねていく所存でございますので、ご協力とご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、谷口議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） まず最初に、第1回目の質問で、項目ごとに質問をさせていただきましたけれども、職員数の削減については、今、ご答弁をお聞きしますと、予定を上回るような形で削減が図られておると、こういうようなお答えでございました。

1回目の質問でも申しましたように、できるならば臨時職員で補うようなことをせずにですね、本質に沿った人員削減と、また人件費の削減を、今後も努力して削減を目指して頑張っていたきたいというぐあいに思います。

また、職員補充も、検討する場合でも、午前中、今田議員の質問でもありましたように、やはり配置転換ですね、こういうものを活用して、可能な限り新規採用を抑制すべきであるというぐあいに、私も考えておるところであります。ぜひそういった線で人員削減につなげていっていた

だきたいなというぐあいだと思います。

また、給与の抑制は、私は質問の項目には入っていませんでしたけれども、当地域の民間に比べて非常に高い水準になっておりますので、条例の定めもございますけれども、適切な給与となるよう、これも十分配慮しながら、人事評価による能力重視の昇格、昇給制度について、これも非常に難しい面がありますけれども、ぜひ移行すべきであると、こういうぐあいにも考えたりしております。

次に、公共施設の統廃合と民間委託については小学校、幼稚園、保育園、統廃合の問題でありますけれども、この問題は過去、たくさんの議員さんから質問もございましたけれども、ことしの6月議会で塩見議員が一般質問をされておられまして、学校の統廃合は、各課にまたがる案件がたくさんあるので、総合調整を担当するのに、吉田参事を特命の事務の一つとして掲げ、担当するよう指示をされたらと、こういうぐあいに答弁をされておられますけれども、町長は、一体どんな指示をされたのか、まずその点についてお伺いをいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど来、いろいろと臨時職員、あるいは嘱託職員の件について問題が提案されておりましたけれども、やはり一つの事業を、この役場の中でやっていきますには、どうしても今の状況の中では、とりわけ、先ほども申し上げましたけれども保育所、あるいは小学校、そして庁舎が三つあるということで、なかなかそれらに携わります人数というものを減らしていくということについては、なかなか難しいところがございます。しかし、減らし過ぎることについても、これは非常に困った問題が出てくるというふうに考えてます。

過去にも、保育所の子供たちの人数が減ったために保育所の職員の雇用ということ、正職員を入れることを一時期、何年間かわたってやめたことがございました。10年間、どこだったかな、雇用がなかったために、連続をしているような業務を続けていくことが不可能な状況に陥ることもあり得るということです。これだけあります中で、ある期間の年齢層がごそっといないということについて、それぞれが、例えば保育所の園長を決めていくときには、とても、今までの園長とは相当年の離れた園長をつくっていかねばならない。あるいは人事を進める中で、役職を決めるのに、非常に困難な時期があったりして、なかなか全く不補充ということについては、これは非常に危険な、この町の業務を進めていく中では危険な手法だと思っております。

ですから、やめていかれた方に対して、大体、約3分の1程度の職員を補充することによって、なだらかに人員を削減していくと、それには、あわせて先ほどから申し上げますような庁舎の統廃合、あるいは保育所、小学校等の、また公共施設にかかわります人たちの外部への委任、移譲といたしますか、指定管理者等々によってお願いをするという、そういうことをばさっとじゃなしに、徐々に進めていかねばならない。それには相当時間がかかると思っておりますけれども、できるだけ速やかに、そうした方向へ進むように、それにつきましても、やはり議会や住民の皆さんの理解を得た中で進めるようにということで、今、進めている状況でございます。

職員の削減については、人事については、人事評価等も取り入れてというご提案でございます。それらにつきましても、町の中でも検討をすべく準備に入っておりますけれども、これでというところまでは今、でき上がっていないということです。

それから、もう1点、特命事項についてですけれども、横断的に物事を進めていかねばな

らない事項につきまして、三つでしたかね。庁舎の問題、それと特命を出した本人がちょっとあれなんですけれども、横断的に物事を考えていかなきゃできない、そうした問題につきまして、参事という立場で会議を持ちますのも、なかなかこの問題については、福祉の問題については、こうだという、その中身について音頭をとるものがなければ、なかなかできませんので、そういう事項について、参事に、その特命を与えて、そのことを推進してもらおうという意味での参事を設けたところでございます。

役場の組織は、どうしても縦のつながりになりますので、それを横断的にプロジェクトごとに今後、考えていける組織、トップとして参事というふうに位置づけまして、もう少しスムーズな行政運営ができるようなことを考えた上での特命でございます。

ちょっと、中途半端になりましたが、2回目の答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 指示事項を忘れになったんでは、次の質問にはなかなか移りにくいんですけれども。

総合調整というのは、僕は考えるには、何か指針があつて、それに向かって調整するわけで、何も指示をなしに、どんな調整が図られるのか、さっぱりちょっとわからないんですけれども、それと吉田参事は、行政改革大綱をつくり上げた責任者でもありますね。これは当然、行政改革の大きな問題でもありますし、公共施設の統廃合は、それだけ行革効果の非常に高い取り組みですよね。もちろんこういうことを考慮しながら町長は指示をされたのではないかなというぐあいと思うんですけれども。お忘れになったので、これ以上、質問しようがないんですけれども、そういうことではないんですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ぱっと思いつけなかったもんで申しわけないです。特命事項としましては、先ほどから出てます庁舎の問題、それから学校の統廃合、ここが決めるということではなしに、それを調整していく役割。

それから、リフレの問題についても、それぞれの課にわたります中で、町の施策の大きな部門として、それを推進していくための調整をするということで、特命事項としてお願いをしたというところでございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） もう一つ突っ込んでお伺いをしたいと思うんですけれども、町長も第1回目の答弁でちょっと述べられましたけれども、学校の統廃合の問題については教育委員会、これが主管をされた、与謝野町教育保育環境検討委員会ですか、これが、答申と言えるかどうかわかりませんが、まとめ、報告を一応出されました。町長は、この報告書、まとめ、答申書かもわかりませんが、これを見られて、どう思われたのか。

それとまた、この取り扱いをどうされるのか、その2点についてお伺いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） これは、教育委員会から答申を受けたというものでございませぬ。この教育保育環境のあり方に関する提言書といいますのは、事務局は教育委員会等がさせていただきましたけれども、住民の方々、あるいはそういう施設等で実際に仕事をされている方々と、また一般の

方々から、いろいろな意見を聞いた上で、今後の与謝野町の教育環境を、あるいは保育環境をどうしていくのがいいか、どういうことを基本に考えてやるべきかという提言をまとめていただいて、それを受けさせていただきました。

それを受けた中で、これを具現化するためには、例えば保育所であれば、福祉課がある程度のイニシアチブをとって、どういう環境がいいのかを検討していく。また、教育に關します小学校、あるいは幼稚園等につきましては、教育委員会等で考えていただく、どういう形で適切かという、そういう案を今、つくっていただくようお願いをしております。これは保育所につきましては、これも役場内部でのワーキングチームを立ち上げて、そうした、さらなる検討を進めてまいりますし、この今、言いました小学校については教育委員会の、さらなる検討をお願いしている状況ということでございます。

それから、それらがまとまりますれば、それらについて先ほども申し上げましたけれども、住民の皆さんに、あるいは議員の皆さん方に、その中身について案を説明させていただいて、また、それに対するご意見をいただき、実際に実のあるものに進めて、実現可能な形で進めていきたいということでございます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 私はですね、これもまとめも拝見をさせていただきましたけれども、これ長い期間をかけて、いろいろお話し合いをされたようでございます。

自由討議の中で、本当にいろんな多種多様な意見が出されました。それぞれの立場で、ご発言をされまして、まとめとしては一応ありますけれども、非常にこれ意見を集約して結論づけるようなことが、非常に困難なような内容ですよね。まとめを、総論としては、保育所については自宅や職場の近くにある、地域とのつながりを保てる範囲にあることが望ましく、現在の8保育所でいいと思うということが書かれてありますし、また一方では、現実的に考えて、このまま子供が減り続けて財政的にも厳しいなら、住民の意見を十分に聞いて、統廃合についても検討しなければならないと、こういうことも書いてあるんですね。どっちともつかずという言い方はちょっと恐縮ですけども、本当にお好きな意見を、それぞれ述べていただいたというだけのものではないんじゃないかなというように思うんですね。

現に、教育長も、この議会の中で学校、幼稚園、保育所の統廃合の意見を求めるようなものではない。立場立場で自由に教育環境について話し合ってもらう会であると、こういうふうなこともおっしゃいました。

しかしながら、長い時間をかけて行政改革の期間もありますよね、集中期間が。一体、これは何だったんだということだと思っんですね。だから、僕はいま一度ですね、プロセスを踏まないと、住民のコンセンサスは得られないと思っんですねですけども、またこういう長い時間をかけてこういうあり方検討委員会みたいなものを設置されて、これから検討しようと、こう考えなっておられるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） あり方検討委員会というのは、先ほども申しましたように、いろんな自由な中で、今後の与謝野町の教育や保育の環境をどうしていくべきがいいのか、それぞれの立場から意見をいただいた、ある意味、非常に結論のないような形ですけども、だけど、その中でも、やはり

保育所は今の現状を進めていくべきだとか、小学校については、やはり規定のある20人で2学級以上が望ましいだとか、そういう形としてのあり方を考えていただいたわけでございます。

ですから、それはある程度いろんな意見が網羅された中で、結論を一定出していただいたんで、それを受けて、じゃあ具体的にどうしていくのがいいのかというのを、それぞれいただいたご意見の中を整理をして、町として一つの案をまとめて皆さんにお示しがしたいということでございます。

整理できるのか、できないのか、それは整理をしていかなければ、初めの申し上げている状況も違ってくると思いますし、具体的に言いましても、どんどんそれぞれ地域で、子供たちの数は減ってきています。確かに理想は、各地域に一つずつの保育所があるということも理想でしょうけれども、そうはいかないところを、やはりどう調整していくかということが今後、私たちもあわせて考えていかなければならない中身だというふうに思っております。そうしたものの整理をやはり、難しくても一つの案として提示をさせていただいて、その中でご議論いただくということが必要ではないかなというふうに思っております。

それぞれ急ぐものからと言ったらおかしいですけども、方向性を定めた中で手のつけられるところから進めていくというのも一つの方法でしょうし、それらについても今後、真剣に考えさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 町長は以前、私の手法はトップダウン方式ではなしに、どちらかといえば、ボトムアップ方式で物事を決めていきたいと、こういうようなことを、議会でおっしゃられておられました。

また、6月の、先ほど言いました塩見議員の答弁の中で、こういった問題は、別に期限を切つてするべきものではないと思っていると、こういうこともおっしゃっておられます。また、昨日ですね、勢旗議員の質問の中で、私の2期目に間に合うかどうかわかりませんとの、こういうご答弁もございました。町長は2期目の選挙の中で、重点項目の中に、この統廃合を掲げられておられます。また、20年の、先ほど言いました第1回目の質問で、町政懇談会で、その必要性を強く町民の方に訴えておられます。行革は一体、何のためにするのかと、これは、私は、やっぱり未来のまちづくりのためにするのではないのでしょうか。この目標をクリアした、その先にこそ、総合計画などの各種施策が図られ、持続可能な町となるのではないのでしょうかね。

町長は、この行政改革の5年間の集中改革を、私はどうも断念されたのではないかなというような気がしているんですけども、それについてお答えをいただけませんかでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この間からいろいろな答弁の中でのお話をしておられます

どちらにしましても、方向づけというものは、この中間できちっとしていききたいというふうに思っております。それがどういう形になるかは別としましても、やはり一定の方向性を、この間にきちっと出していき、それを具現化していくということについては、それからのことになろうかと思っておりますけれども、一遍に何もかもスパッとというわけにいかない部分も出てくるという意味で、そういうことを申し上げております。決して、行革をあきらめたわけでもございませんし、やはりそれには一定の皆さんの理解も必要になってくる部分もございます。

きょう、先ほども行政サービスを低下させないというのが、もう最前提だとおっしゃいましたけれども、それもある意味、行革をしていく中では、今までと同じような形ということは、これはもう合併する以前から、そのことはある意味、行政サービスが低下する部分は出てくるかと思えますけれども、そのことは皆さんご承知だと思います。しかし、それが非常に大きなサービス低下にならないように、やはり工夫をして、なおかつ効果的に進めていく方法を、やはりこれは一定の、出させていただいた案を練った上で、新しいそういう形をつくっていくということも大変必要だというふうに思います。いろんな方法があるでしょうけれども、最終的には決断をし、それを実行していくということが必要かというふうに思っております。

それまでには、やはり十分な議論等々は必要ではないかというふうに考えております。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 1回目の質問でも申しましたように、行革の期間は5年間なんですね。もうすぐ、もう3年が終わりますよね。あと2年しかないという、この期間ですよ。普通5年間のスケジュールの中では、3年間ぐらいで意見集約を終えて、そろそろ町側の方針を出して、また、それについて住民からいろんなご意見を伺いして、若干の修正を加えて決めてくと、こういうのが自然的な流れではないかなというぐあいには思うんですね。それにしても、まだ、非常に手つかずな状態のものが、それも先ほど申しましたように、行政改革の効果の高い、行政改革からいいますと、行政改革の効果が高いものが非常に手つかずでずっと進んでおると、こういうことに大変私は危惧をしているんですよ。

今年度、まだ3カ月ありますけれども、達成見込みと申しますか、この3年目というのはかなり多額の金額になっているんですよ。約5億円ぐらいですよ。これどれぐらいの達成見込みか、今の段階でわかるかわからないとわかりませんが、わかる方があったら、ぜひお答えをいただきたいなというぐあいに思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今の段階ではわからないというふうに思っております。

議長（井田義之） 谷口委員。

17番（谷口忠弘） 繰り返し申しますけれども、行政改革の計画額及び、その実績額、この表を見せていただきますと、この後半3年ですね、20億円の目標削減に対して、この後半の3年は15億円になっているんです。75%が、後半に比重を置いていると、こういうような計画なんですね。この改革の推進に当たっては、私は町長の強力なリーダーシップが抜きにしては不可能ではないかというぐあいに思っているんですけれども、今からもう一回、住民の皆さん方とキャッチボールをされるということをございますので、時間軸でいいますと、どういうことになるのかなというのかわからないんですけれども、この5年間できちっと行革はなし遂げるんだと、そういう決意を、もう一回お聞かせいただきたいなというぐあいに思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 目標の金額に達していないというのは事実だと思います。しかし、何もしていないわけではなく、一つ一つ職員の削減もそうですし、指定管理者に出すということも一つの方法でしょうし、金額的な目標は達成できてないところがあるかと思えますけれども、できるだけ、この5年間の中で集中される中で、せめて方向性をきちっと出した中で、計画が進められるよう

に頑張ってもらいたいと思っております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 続きまして、庁舎の統廃合の問題についてお伺いをしたいと思います。

これは午前中、今田議員さんのほうからも質問がございました。総合庁舎方式を、今後、進められていかなければならないと、これは私も理解をしているところであります。その理由は、いろいろあると思うんですけども、行革の観点からも、これは大きなテーマの一つであります。その観点から質問をさせていただきますと、現在の3庁舎、相当の維持管理費の経費がかかっていると思うんですけども、これ以前、井田議長さんも、ご質問をされている項目ですけども、これを総合庁舎方式にすれば、一体どれぐらいの経費削減が、金額ベースで可能なのか、試算をされておられるんだったら、お聞きをしたいなというぐあいに思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 正確な試算はまだしておりませんが、大ざっぱに言いますと1,000万円ほどの削減ができるということでございます。

1,000万円以上ということで、非常に、時期によっても違ってくるかと思いますが、井田議員さんのときには3,000万円ほどという、確かそういうお答えをさせていただいたと思えますけれども、1,000万円以上は削減できるというふうにご理解いただきたいと思えます。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） こういう大きなテーマですので、行革の委員さんは9人おられますけれども、一体、どれぐらいの削減効果があるんやということは聞いておられると思うんですね。そのときには、試算はされてるはずですよ、こういう大きな問題は。そういう1,000万円以上なんていういかげんな数字で、行革の委員さんが納得されたとは、どうも思えないんですけども、もう一回ご答弁お願いできますか。

議 長（井田義之） ここで暫時休憩いたします。

4時5分までは休憩いたします。

（休憩 午後 3時53分）

（再開 午後 4時05分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、谷口議員の一般質問を続行します。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 行革大綱をつくってもらいましたときには、一定の、ほとんどの前提条件といたしますか、そういうものもございませんでしたから、非常に大ざっぱな金額の中での計画だったというふうに思っております。

今回出てますのは、庁舎の件に限っては加悦に庁舎を持って行った場合、どの程度の金額が削減できるんだという問いに対しましては、課長から申し上げてもいいですけども、あのときには1,200万円から3,000万円ぐらいということだったというふうに思いますし、中身につきましては詳しく答弁をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

行政改革大綱をつくっていたころと、それからワーキングで前提条件をして考えた場合との金額ということで、おのずと違いが出てまいりました。町長が申しあげましたように、行革大綱をつくっておりますときには、総合庁舎云々というところまでは、まだいっていない、それは今後検討していくんだというところでございます。そうした中で、当時、4,000万円以上、3庁舎の維持管理はかかっておったと、そういう中で大まかな計算ということで、3,000万円程度というふうなお話もさせてもらったことが行革の委員会ではあったかというふうに思っております。

そこで、加悦庁舎に集中するという話になってまいりまして、光熱水費だとか、コピーだとか、いろんな庁舎に関する、かかっております費用、こういったものを集めまして、どこまで削減可能かと、現在、職員一人当たりが大体、この程度使っておると、その職員数が何人になって、加悦庁舎に来るということになってきますと、当然、電気代が3分の1にはならないと、職員が多くなりますと、やっぱり電気代も多くなります。水道料も多くなります。それからコピー料もお多くなります。そういったことを計算してまいりまして、19年度決算で3庁舎で4,096万円の維持管理費が要っておったと、それが2,793万円という数字が出てまいりました。大体、1,200万円から1,300万円程度、経常的経費が削減できるのではないかというような、ワーキングでは、その数字を上げているということでございます。

ただ、これも、こと詳細にして当たってみるといってもございませぬ。いわゆる庁舎、職員一人当たりが、現在こうなっておるので、何人になれば、この程度になるのではないかというような試算でございます。ですから、ひょっとしてもう少し精査いたしますと、削減幅が出てくるという可能性があるだろうというふうに思っております。以上でございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 今、お聞きしますと1,200万円から1,300万円ぐらいの削減効果であると、これは金額ベースですので、目に見えないところも多分たくさんあると思うんですね。

例えば、この議会があるたびに、岩滝のほうから職員さんが来る、そういう交通費だって、ガソリン代だってばかにならなんでしょうし、いろんな目に見えないところが、たくさん効果が出てくるのではないかなというぐあいだと思います。今、お聞きしたんでは、一応、金額ベースでは、その程度だということだそうであります。

それと、役場内でのワーキンググループとしての結論は、一応出たと。しかし、これはまだ決定でも何でもないと。まだ、町民のコンセンサスを得たわけではないんで、私も決定ではないと思うんですけども、このワーキンググループの中で加悦庁舎が最適であるという結論に至った経緯と、その理由をちょっと改めてお聞かせをください。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。いわゆる前提条件が何であったかということでございます。前提条件は、新しい庁舎を建てないと、既存の庁舎を活用して、なるべくお金をかけない方向で一つの庁舎にまとめていくということが前提条件でございます。

そういったところから考えますと、面積的なこと、それから用地的なこと、それらを考えますと、この庁舎が最適ではないかという結論に達したというわけでございます。ですから、これは、職員が一人おりますと何平米、庁舎が要るんだという基準がございます。これは地方債の手引に

あるわけでございますけれども、一般の職員であれば1平米で計算をします。それから技師であると少し多くなります。係長でありますと、さらに多くなります。それから議場が何ぼ要るだとか、車庫が何ぼ要るだとか、附属の建物が何ぼ要るだとか、そうなりますと、いわゆる将来的には類似団体並みの230人程度の職員数にしたいと、しかし、230人という職員の中には、出先の職員も入っておるわけでございます。その中から、いわゆる本庁の職員は何人になるのだと、こういう計算をいたしますと、大体何平米の庁舎が必要になってくると、こういう計算が導かれてくるわけでございます。その条件にかなう庁舎が、ここしかないということでございまして、そういう既存の庁舎を活用して、新しい庁舎を建てないと、前提条件に立つならば、その結論しかないんじゃないかと、こういうことでございます。

議長（井田義之） 谷口議員。

17番（谷口忠弘） 私が先ほど申しましたように、まだ、これから町民との対話を重ねられて、役場の庁舎の一本化を図っていきたくて、こういうようなご答弁がございました。しかしながら、午前中の今田議員の質問の中でも、キャッチボールをせなあかんけれども、まだ、こちらのボールの状態が固まった状態ではないと、こういうようなお話がございました。

私の感覚としましては、ことし町政懇談会が6月9日からございまして、当然、岩滝地区、野田川地区、加悦地区全部回られたと思うんですけども、この機会がいい機会であると、町民との対話ですよ。これ以外、外して何かあるのかなと思ったら、これ以上のもはないと思うんですね。その場でキャッチボールを、そのときには、もう新聞報道があつて、いろいろあつたところだということだったと思うんですけども、特に、岩滝地区になるとは思うんですけども、この問題に関しまして、どんなご意見が出たのか、また、町長はどういう感想を持たれたのか、非常に多くの声が出たとか、あんまり声が出なかったとか、いろいろあると思うんですけども、感想をちょっとお聞かせください。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど、ボールを固めてと申し上げましたのは、先ほど来申し上げてますように、一定のそういう、1カ所にする場合には加悦庁舎ということになりましたけれども、もし、そうなったときに、今ある、それぞれの本庁、岩滝、野田川地域の人たちにとって、どういったことがデメリットになるのか、そうした方のサービス低下をどうフォローしていくのかというところ辺りもある程度の方針を立てた中で、お話をさせていただかないと、それだけでは十分話し合いのテーブルについていただくような条件が整ったとは思えないので、そうしたものもきっちりとききわめた上で、一定の、庁舎に関しては、そういう提案がさせていただきたいというふうに思っております。

おっしゃるように、町政懇談会というのは、そのときがいいタイミングだというふうに思いますし、過去の中で、その件につきまして出てきましたのは、野田川地区では野田川中心なんだから、中心に新しいものを建ててほしいというふうなご意見。

それから、岩滝につきましては、せっかくお金をかけて庁舎をつくったのに、なぜ、今また一つにするんだと、そんなことでは話が違ふというようなお怒りの言葉もございました。確かにそういう点もあると思いますけれども、それらも含めて、やはりご理解いただくような努力を今後はしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに感じました。以上でございます。

議長 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） わかりました。

それと、これは公共施設の統廃合のときにもちょっと言いましたんですけども、町長は、この庁舎の統合の問題については、合併特例債が活用できる、平成27年度までに考えたいと、こういうようなご発言があったと思うんですね。これ行革の集中期間からすれば、かなり先延ばしになっているように思うんですね、私は。この辺の整合性、どうつけられるか、その点についてお尋ねします。

議長 長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 方向性を決めましたとしましても、やはりそれになるまでには、まだまだ整理しなきゃならないことがたくさんあります。その職員の人数も問題もそうですし、それから、例えば1カ所にしたとしても、例えば、この加悦の庁舎であるんなら、ここのこの今のある機能だけでは、どうしても無理な場合もありますし、それらも含めて十分検討する必要があるかと思えます。

ですから、この行革が、方向性については、この行革大綱の最後になります2年後までには、ぜひ方向性として出したいですし、できれば、それらについて手をつけていきたいというふうに思いますけれども、同じするにしましても、合併特例債の有効な期限であります平成27年までには、やはり一定の手をつけていかなければ、なかなかその財源が見込めないということで、そういうことを申し上げたわけでございます。しかし、ほかにも先にしなければならぬ大きな事業等もございますので、それらも含めた財政上の問題も考慮していく必要があるかというふうに思っております。

議長 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） それならば、繰り返しますけれども、方向性としては、行革の集中期間内に、方向性は一定を出すと、こういうぐあいにお答えをいただいて、そういうことで結構ですか。わかりました。

それでは、続きまして、事務事業の縮小と資源の集中というところで、ちょっと何点か質問させていただきます。これは先日、私、総務委員会で愛知県の方に視察に行っていました。二つの、これは手法が違いますけれども、事例を学んできたんですけども。一つの町ではNPO活動促進条例というのをつくられて、これは法人化のみでは、少し間口が狭くなりますので、公共性のあるまちづくりを、まちづくり活動をすべてNPO活動と、こういう広義の解釈をされて、町独自のNPO団体の登録制度をつくられて、町のいろんな事業に参画をされているというようなケースやら、一方では、高浜市というところですけども、これは市が100%出資した会社で、主に公共サービスや民間の仕事も請け負っておられまして、要するに事業のアウトソーシング化が図られておるということでございます。

これ金額ベースで、どれぐらいの効果があつたかというようなところで、正社員で、これは高浜市の場合は正社員で、このアウトソーシングをしている事業を正社員に置きかえてみたら6億300万円ぐらいの費用がかかるのに、この会社ですね、先ほど言った100%出資した会社に委託すると3億3,100万円ですみましたと、差し引き2億7,200万円ぐらいの節減効果になっていると、こういうようなお話もちょっとお伺いしましたけれども、人件費の計算は少

しちょっとメンタルなところがあると思うんですけども、かなり効果が出たようでございます。

それともう一つ、僕は感心したのは、先ほど、どなたかの議員さんもおっしゃられましたけれども、いろんな雇用のニーズがある中で、以前、私も質問しましたけれども、例えば保育園に預けておる間ぐらいは仕事をしたいとか、そういう3時間とか4時間とか、短時間でも家計のあてにしたいんで働きたいというような方も仕事ができるというようなところで、雇用の場を大変広げられているということに、非常にちょっと関心を持ったんですけども、私、こうした事例も参考にして、事業の見直しだけでは、この職員の削減の中で大変無理が出てくるのではないかなというぐあいに思っております、こういう多様なサービスが賄えるNPO法人でありますとか、ほかに法人の受け皿があるかもわかりませんが、これ当町に、どの程度、こういう受け皿となり得るような事業所があるのかどうか、調査をしてみられたことがあるのかどうか、もしあるのであれば、どれぐらいありそうだとか、その点について、わかっておればお聞かせいただきたいというふうに思うんですけども。課長さんでも結構です。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に調査ということについてはしていません。ただし、そうしたNPOの法人の皆さん方や、具体的に、既にいろいろと協力いただいて、町の施策に協力をしていただいているという事例は、もう皆さんご存じのとおり、いろいろとございます。数としての把握はなかなかしておりません。

ただ、NPO、やはりノン・ポリティカル・オーガニゼーションでございますので、そこに全面的に出資をして云々ということについても、これは今後、考えていかなければならないことなのかわかりませんが、いろんな分野での、与謝野町でも、現実NPOの皆さんに活躍いただいているというのは、そういう点については承知はいたしております。

議 長（井田義之） 谷口議員。

1 7 番（谷口忠弘） 公共施設の統廃合と民間委託というところで、指定管理者制度へ移行しているような事業もたくさん、現在ございますよね。しかしながら、これはよその市ですけども、この指定管理者制度がうまくいっているのかどうかというのは、ちょっとなかなか判断が難しいところもあると思うんですね。よその町ですること、ちょっと関心を持って調べたんですけども、指定管理者制度が導入されておられて、そういう指定管理者同士が連絡会議を持っておられるというようなケースがあるようであります。民間の指定管理者と、行政も入って1年に2回、会議を持たれて、制度を運営していく上での課題点でありますとか、成功事例の共有とか、そうして、より一層指定管理者の創意工夫につながるということで、そういう横のつながりの連携を持っておられるような組織もつくっておられますし、また第三者の。

議 長（井田義之） 谷口議員、時間がきました、まとめてください。

1 7 番（谷口忠弘） しておられます。こういうこともぜひお考えいただいたらなと思うんですけども、お答えがございましたら、ご答弁をしていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一つのご提案として研究させていただきたいというふうに思います。

1 7 番（谷口忠弘） 終わります。

議 長（井田義之） これで谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

これで、日程第1 一般質問を終わります。

次に、本日議案第127号から議案第129号が追加提案されました。以上、3件を上程し、これを議題とします。

追加日程第1 議案第127号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その2）請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第127号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その2）請負契約の変更についてご説明申し上げます。

この議案は、契約の相手方を株式会社協和エクシオ関西支店取締役常務執行役員支店長、高橋勝巳と、平成22年7月5日付で随意契約を締結いたしました。

与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その2）請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費の総額を当初の2,459万2,050円から8,831万3,400円に変更することで6,372万1,350円を増額させていただくものでございます。

工期は平成23年3月31日までとし、変更はございませんが、変更内容等の詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（井田義之） 吉田参事兼企画財政課長。

参事兼企画財政課長（吉田伸吾） 議案第127号 与謝野町地域情報通信基盤整備工事（その2）請負契約の変更につきまして、ご説明申し上げます。

まず、この工事の請負契約につきましては、平成21年度与謝野町地域情報通信基盤整備工事の加入申し込み締め切り以降、ことし6月末日までに新たに加入申し込みがあった加入者に対して、有線テレビ事業のサービスが提供できるよう引込工事等を発注するため、随意契約で工事の相手方を、株式会社協和エクシオ関西支店として工事請負契約を締結していました。

当初の請負契約では5,000万円以下の予定価格でございましたので、与謝野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例に該当しておりませんでした。今回、請負金額が5,000万円以上となることから、議会の議決を求めるものでございます。

大変多額の増額ということで、どのようになっておるのだと、お疑いの方もあろうかと思しますので、いわゆる経過についてご説明を申し上げたいというふうに思います。

平成21年度に有線テレビの拡張工事ということで、旧岩滝町、旧野田川町の加入者を募りました。4,000軒を超える申し込みがございまして、平成21年12月28日の申し込みで、いわゆる平成21年度事業を打ち切らせていただきました。それ以後の申込者に対しては翌年回しになりますよということでしたので了解をいただきまして、申し込みを受け付けておったということでございます。

そして、本年当初予算は骨格予算でございまして、いわゆる拡張地域の追加の工事費が認められたのが6月の議会であったということでございます。

そこで、昨年12月29日から、いわゆる6月末日までに申し込んでいただいた方、これを一たん一区切りしまして、最初に発注をさせていただいたということでございます。新年度の申し

込みにつきましては、いわゆる6月の予算が確保されましてから、9月30日までということで申し込みを受け付けました。それまで昨年の12月29日以降の方をほおっておきますと、非常に遅くなるということがございましたので、その人たちの分については、先行して契約をさせていただいたということがございます。したがって、契約額が少なかったということがございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

工事請負総額につきましては、2,459万2,050円を、6,372万1,350円増額いたしまして8,831万3,400円に変更するものでございます。変更の主な理由につきましては、6月末から11月末までに加入申し込み等があった加入者に対して、引込工事等の追加発注をするために請負契約の変更を行うものですが、具体的には一般住宅の加入申し込み数が、当初契約時の210世帯から314世帯ふえ、524世帯に変更することと、中層階の町営、府営団地世帯に対して、これまで引込工事等ができませんでしたが、団地の配管工事等が年度内に実施できる見込みができたことから、今回、362世帯を追加し、それにかかる引込工事材料等の追加や数量等の変更をしたことによるものでございます。

それでは、議案資料の1ページ、工事概要をごらんください。

工事内容の変更につきましては、区分、項目ごとに数量の変更前、変更後として比較対象しております。大きく分けて町営府営住宅共用設備と引込設備とに分けておりますが、町営府営住宅共用設備は、当初請負契約から新たに項目を追加したもので、岩滝、野田川地域の町営住宅、4団地8棟、94戸と、府営住宅6団地、15棟、268戸への引込工事の共用設備部分を団地ごとにそれぞれ設計積算し、数量等を追加しております。また、引込設備につきましては、加入申込数の増に伴う数量増に加え、町営府営住宅については、ONU器機への電源供給にかかる資材等を新たに追加いたしましたものでございます。今回、この議案を提出するに当たりまして、大変迷ったことがございます。

一つは、先行で発注した分については、別工事として、いわゆる5,000万円以上の議会の議決をとるか、変更契約として取り扱うか。これにつきまして、検討を重ねまして、京都府とも協議をしたわけですが、どちらにしても違法ではないということではございました。そこで、私どもといたしましては、工事の全容がわかるように、いわゆるすべてを出して、変更ということで議決がいただきたいということを出させていただいたということではございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜われますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（井田義之） 本案については、本日は提案理由のみにととめます。

次に、追加日程第2 議案第128号 平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第128号の平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は2億5,818万2,000円を追加し、総額を121億3,843万

6, 000円といたすものでございます。

まずは、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予備費は、子宮頸がんワクチン関連の二つの事業を計上しております。子宮頸がんワクチン接種事業は、国に先駆け京都府におきまして、子宮頸がんワクチン接種に対する市町村への補助金が計上されましたので、本町におきましても、それに同調し、9月補正で助成金を計上いたしてはしておりますが、国の今回の補正予算において、ワクチン接種に関する制度化が前倒しされたことに伴い金額を減額いたしてしております。府の制度にかわる事業として、子宮頸がんワクチン等接種事業を737万5,000円追加いたしてしております。本事業は、国の補正予算において制度化された中学1年から高校1年の女性を対象の子宮頸がんワクチン、また、ゼロ歳から4歳を対象のH I V肺炎球菌ワクチンの3種類のワクチン接種に対する補助金でございます。京都府の子宮頸がんワクチン接種の制度においては、接種に個人負担が3分の1必要となっておりますが、今回の制度で国と市町村で全額公費負担を行い、接種が可能となっております。

第3目環境衛生費では、おひさまエコタウン事業を2,102万4,000円追加いたしてしております。これは京都府の制度であります省エネグリーン化推進地域エコ活動支援事業補助金を活用し、公共施設等に太陽光発電設備、ソーラーライトを設備する事業でございます。クアハウス岩滝、リフレかやの里に設置することで、事業採択されたものでございます。

第5款労働費、第1項労働諸費、第5目地域活性化対策費は、きめ細やかな交付金事業を2億1,137万5,000円追加いたしてしております。これは国の補正予算に伴う交付金事業でございます。当町には1億820万2,000円の交付見込みでございますが、当町における経済情勢にかんがみ、経済出動が必要と判断し、大幅に上回る事業費を計上いたしてしております。この交付金事業は昨年の3月の補正予算に計上いたしました、きめ細やかな臨時交付金事業と同様のものであり、きめ細やかなインフラ整備を行うことによる経済刺激を期待しているもので、公民館や社会体育施設などの住民利用の高い施設の整備や要望の多い町道等の整備、簡易水道などのインフラ整備を行うこととしております。これらの工事により、地域にきめ細やかな対応ができるものと期待をいたしているところでございます。

第7款商工費、第5目観光施設管理費では、道の駅に設置します電気自動車充電スタンド設置工事費を54万6,000円追加いたしてしております。これは、京都府において京都府電気自動車等普及促進計画により事業推進を進められている中で、今回、京丹後市、宮津市に急速充電設備を設置することが決まり、与謝野町においても簡易な電気自動車充電設備を設置していただきたいとの依頼があり、車ででの利用が想定される道の駅に充電設備を整備するものでございます。

次に、17、18ページの第9款消防費、第1目常備消防費は、第19節負補交で宮津与謝消防組合分担金を391万6,000円追加いたしてしております。これは宮津与謝消防組合分において、消防ポンプ自動車の購入に伴い与謝野町分担金を追加するものでございます。

第14款予備費は1,609万1,000円を追加し、調整いたしてしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

11、12ページをお開き願います。

第9款地方交付税は、国から追加交付により、普通交付税を5,944万8,000円追加いたしております。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は、第1目総務費国庫補助金で、きめ細やかな臨時交付金を1億820万2,000円追加いたしております。これは議案資料につけておりますが、先ほどの歳出でもご説明いたしましたとおり、きめ細やかなインフラ整備等に支援されるもので、当町の交付見込額を追加いたしております。

第14款府支出金、第2項府補助金、第3目衛生費府補助金は、先ほど歳出でご説明申し上げました子宮頸がんワクチン等の接種補助金を追加並びに減額するほか、省エネ地球温暖化対策、電気自動車の普及推進のためのおひさまエコタウン応援事業補助金、電気自動車等導入推進対策補助金を合わせて、総額で1,953万2,000円追加いたしております。

第20款町債は、先ほどの歳出でもご説明いたしましたとおり、第4目労働債のきめ細やかな交付金事業債を国庫補助金の充当残に補正予算債として合併特例債を充てることとし5,970万円追加いたしております。

第8目消防債は、消防組合において交付税算入のない一般単独事業債を借り入れる予定でしたが、京都府から過疎債、または合併特例債の借り入れが可能との指導があり、当町では合併特例債を充当することとし、850万円を追加いたすものでございます。

その他につきましては、起債申請にあわせ調整し追加いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を追加、あるいは変更をいたしております。以上が、平成22年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、追加日程第3 議案第129号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第129号 平成22年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は2億2,000万円を追加し、総額を12億9,280万円といたすものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

第3款改良費は、地域活性化対策に伴うきめ細やかな交付金の活用により加悦簡易水道施設整備工事費を2億2,000万円追加するとともに、消費税の中間申告により、第27節公課費で消費税を378万6,000円追加いたしております。

第5款予備費は378万6,000円減額し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

11、12ページをお開き願います。

第6款繰入金は、地域活性化きめ細やかな交付金を1,000万円充当し、一般会計繰入金として5,000万円追加いたしております。

第9款町債は、同交付金の活用により補正予算債として簡易水道事業債を1億7,000万円追加いたしております。

なお、6ページ、第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成22年度予算町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 本案についても本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、12月20日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（散会 午後 4時45分）